

摂南大学大学院 看護学研究科  
設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	P 2
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P 13
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	P 14
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P 24
5. 基礎となる学部（又は博士前期課程）との関係	P 30
6. 取得可能な資格	P 31
7. 入学者選抜の概要	P 32
8. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	P 36
9. 研究の実施についての考え方、体制、取組	P 38
10. 施設・設備等の整備計画	P 40
11. 管理運営	P 43
12. 自己点検・評価	P 47
13. 情報の公表	P 49
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	P 53

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### 1) 大学院看護学研究科博士課程の設置の趣旨

#### (1) 大学の沿革と看護学研究科の設置の経緯

摂南大学は、設置母体である学校法人常翔学園が、大正11（1922）年に関西工学専修学校として開校したことに起源する。本学園の建学の精神「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」の下、時代と社会・地域の要請に応え、世の中に貢献できる人材を育成してきた。

本学園が発展する歴史の中で、本学は昭和50（1975）年に大阪府寝屋川市に工学部（現理工学部）5学科を設置する大学として開学した。その後、国際言語文化学部（現国際学部）、経営情報学部（現経営学部）、薬学部、法学部、経済学部、看護学部、農学部、現代社会学部（令和5年開設）、大学院を設置し、9学部17学科7研究科（令和6年度）の総合大学として進展した。この間、本学は一貫して、教育の理念「人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材を育成する。」を基本に据えた教育を行ってきた。

令和6（2024）年度現在の学部・大学院構成は以下の通りであるが、本学では既に7研究科において大学院（博士前期課程および博士後期課程）の運営を長く行っており、大学院運営の実績は十分に蓄積している。看護学研究科看護学専攻博士後期課程は、平成28（2016）年度に設置した修士課程を基礎として開設するものであり、修士課程における教育研究をさらに発展、深化させ、その修了生を受け入れる予定である。看護学研究科開設からの教育研究の成果は年々蓄積されてきており、また看護学を通じた地域との連携等、社会貢献も重ねてきている。博士後期課程の開設を通じて、看護学の教育研究をより高度な水準で展開するとともに、教育・研究能力を身につけた人材を養成し、地域および社会からの看護学に関わる人材需要と社会的要請に応えていく計画である。

#### 寝屋川校地（大阪府寝屋川市池田中町17番8号）

	学部・研究科名	学科・専攻名
学部	理工学部	生命科学科、住環境デザイン学科、建築学科、機械工学科、電気電子工学科、都市環境工学科
	国際学部	国際学科
	経営学部	経営学科
	法学部	法律学科
	経済学部	経済学科
	現代社会学部	現代社会学科（令和5年4月開設）
大学院	理工学研究科	社会開発工学専攻（博士前期課程）、生産開発工学専攻（博士前期課程）、生命科学専攻（博士前期・後期課程）、創生工学専攻（博士後期課程）
	経済経営学研究科	経済学専攻（修士課程）、経営学専攻（修士課程）
	法学研究科	法律学専攻（修士課程）
	国際言語文化研究科	国際言語文化専攻（修士課程）

枚方校地（大阪府枚方市長尾峠町45番1号）

	学部・研究科名	学科・専攻名
学部	薬学部	薬学科 [6年制]
	看護学部	看護学科
	農学部	農業生産学科、応用生物科学科、食品栄養学科、食農ビジネス学科
大学院	薬学研究科	医療薬学専攻(博士課程)
	看護学研究科	看護学専攻(修士課程)
	農学研究科	農学専攻(博士前期・後期課程)

（2）大学院看護学研究科博士課程設置の趣旨と必要性、社会的背景

令和5（2023）年の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は29.1%、合計特殊出生率は1.20（総務省統計局，2024）と、急速に少子高齢化が進む国内では、人々が人生の最期まで住み慣れた地域で過ごすことを目指し、地域包括ケアシステムが推進されてきた。地域包括ケアシステムにおいては医療機関や介護保健施設をはじめ、地域の多様な場における看護職の活躍が期待されている。一方で、高齢者の増加に加え、生産年齢人口の減少から看護職の人材不足は深刻さを増している。厚生労働省の「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」（2023年10月改訂）において「大学教員の養成においては、看護系大学院の整備が進み、修士・博士取得者が増加し、大学教員の質担保につながっている。一方、看護系大学及び養成所の増加等により、看護教員は引き続き不足しており、看護教員の確保方策の検討が必要である。（教員養成の現状）」、「看護師等学校養成所の教員需要に対応していくとともに、看護教育の内容の充実を図り、養成される看護師等の資質を高めていくためには、理論やエビデンスと実践を結びつけて指導ができる資質の高い看護教員の確保を図ることが重要である。（看護教員等養成の在り方）」、「今後も、更なる高度化・多様化が見込まれる医療に対する国民のニーズに応え、良質な看護等を国民に提供するため、看護系大学の充実の推進とともに、新たな看護教育の手法の研究、看護技術の開発、看護実践の評価など、看護の質の向上に係るエビデンスの蓄積を担う研究者や教育者の養成を図ることも必要であり、看護系大学院における教育の質的な充実に努める必要がある。（看護系大学・大学院の充実）」と記されている。

実際には、平成26（2014）年度は226校だった看護系大学は、令和5（2023）年度には283校（300課程）まで増加し、看護系大学のうち206大学（214課程）（72.8%）が大学院を設置している（出典「令和5年度指定学校概況報告（文部科学省高等教育局医学教育課）」）。本学が平成28（2016）年に開設した大学院看護学研究科修士課程でも、研究能力を基盤とする教育者の育成を目指したのはこうした背景からである。修士課程開設以降、本研究科においては24人の修了生を輩出しており、うち11人が大学教員として、その他の多くは地域の看護実践者として活動している。

多様化、複雑化する医療や社会に対応可能な看護実践力と、研究力、教育力の向上を目指し、看護系大学教員において博士課程への進学希望者も増加している。本学の看護学研究科の修士課程においても、継続的に国内外から学生が入学し、課程を修了するに留まらず、看護系大学教員を目指し博士課程への進学を希望する者がこれまで半数近く確認され

ている。また、博士課程修了者が活躍する環境整備の必要性から、内閣府による公務員における博士課程修了者の処遇改善が示されたこともあり、看護系大学院の潜在的入学者の需要のさらなる増加が予測される。

一方、社会的観点からも、保健医療界および看護界において、博士号を有する水準の人材の需要が増している。記憶に新しい新型コロナウイルス感染症に代表される新興感染症や自然災害による健康危機管理は、人々と家族、社会に様々な影響をもたらすが、その課題解決において看護職は重要な役割を果たしてきた。また、子どもと家族を取り巻く状況も多様化、複雑化している。未曾有の少子化、発達障がい児や児童虐待相談者数の増加など、社会状況を背景とした養育の困難さは子どもの健康や発達にさまざまな影響を及ぼし、コロナ禍以降、子どもの摂食障害、自殺の増加に加え、医療ケアを受けながら地域や学校で生活する子どもたちの推計値は2万人を上回る(厚生労働省, 2021)。加えて昨今では、ICT (Information and Communication Technology) を駆使した看護ケアや、看護学と他学部・分野との新たな融合研究が進みつつある。

これらの研究は看護研究の質の向上に留まらず、得られた知見の社会実装や看護の質を担保したケアの開発と DX (Digital Transformation) 化をはじめ、社会のニーズに対応した医療・看護の課題解決を導くことが期待される。そのためには、変化する社会情勢に対応し、看護の質的水準の向上を牽引し、看護研究の発展に寄与する博士水準の研究力を有する人材の育成が、必要不可欠である。

しかし、『看護系大学に関する実態調査』(2023年度日本看護系大学協議会,事業活動報告書)によると、看護系大学教員のうち博士学位を有しているのは40.3%であり、特に看護系大学の7割近くを占める私立大学においては、36.0%に留まっている。看護系大学における教員の量的および質的不足は喫緊の課題であり、これまで以上に教育力および研究力を備えた大学院博士課程の修了者を輩出する事が必要である。したがって本学において、修士課程で培ってきた教育内容を発展・深化させ、継続した教育を展開するために、博士後期課程を設置することは社会的要請に応えるものといえる。

### (3) 設置する理由と教育目的

本学の教育の理念である「人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材を育成する。」を目指し、看護学研究科では修士課程における教育を進めてきた。とりわけ、昨今は個人と家族を取り巻く環境の変化や価値観の多様化、DX 化等から、医療・看護における課題は複雑化し、予測不可能な時代に突入しつつある。それゆえ、人々が人生の最期まで住み慣れた地域で生活を過ごすことを目指した地域包括ケアシステムを実現するためには、看護学の専門性の深化に留まらず、学問の知識や文理融合の考え方、アプローチ法などにより、複合的な視点で物事や現象を捉えることが必要である。

本学の大学院は、薬学研究科、理工学研究科、経済経営学研究科、法学研究科、国際言語文化研究科、農学研究科を設置し、より複合的な視点で物事や現象を捉える学問に触れる機会を有する。既設の看護学研究科修士課程では、薬学、理工学、経済経営学との関連科目を導入し、他学問分野との融合研究への可能性を探っている。将来、博士前期課程お

よび後期課程を通じて、総合大学として他研究科と連携・協働し、相乗作用（Synergy）を発揮しつつ、個人・家族と環境と社会の多様な課題が複雑に絡み合う、現代の医療・看護・保健の課題解決に向け、研究を推進する。地域包括ケアシステムの実現をはじめ、医療・看護・保健の課題解決にアプローチできる人材の養成を目的とする。そのため本学看護学研究科において、現在の修士課程を博士前期課程とし、新たに博士後期課程を設置することで博士（前期・後期）課程へと変更を行う。

## 2) 看護学研究科の概要と領域構成

### (1) 研究科の概要

1研究科1専攻（博士前期課程、博士後期課程）の構成とする。

研究科名称	専攻名称	課程	修業年限	入学定員	収容定員	学位名称
看護学研究科	看護学専攻	博士前期	2年	4人*	8人*	修士（看護学）
		博士後期	3年	2人	6人	博士（看護学）

※ 現行の入学定員6人、収容定員12人から変更予定。

### (2) 研究科領域構成

本研究科博士課程（前期・後期）は、基盤・療養支援看護学領域、地域・次世代発達支援看護学領域の2領域で教育研究を展開する。

基盤・療養支援看護学領域は、人々の健康に関与する看護学の基礎となる知識体系と実践体系を教授する。また、看護を提供する療養中の対象や実践場面での特性をとらえた実践方法の研究・開発に関する指導を行う。

地域・次世代発達支援看護学領域は、地域の人々の健康の保持増進、疾病や障害による健康や生活上の課題に対して、幅広い保健医療、教育等の視点から援助体系を教授する。

また、子どもの健やかな発達への支援と思春期、妊娠期、育児期を通じて母性を育み、家族を支援するための実践方法の研究・開発に関する教授を行う。

### 3) 養成する人材像

看護のあらゆる場において、地域社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様な人々と協働して多様化、複雑化したこれからの社会に貢献できる人材を育成する。

#### 〔博士前期課程〕

医療・看護・保健の課題への探究心や課題を解決するための幅広い知識や技術を基盤とし、広い視野と高い倫理観をもち、地域社会で生活する人々を支援する看護実践者および研究能力を基盤とした看護教育者を育成する。

#### 〔博士後期課程〕

看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を養い、地域における

様々な課題を解決すべく、現場に還元する研究を推進できる研究者、および自立的な研究遂行力をもち次世代の医療や看護にかかわる専門職業人を育成する教育者、地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉機関・施設の管理者を養成する。

#### 4) 教育研究上の目的と3ポリシー

本研究科看護学専攻は、教育の理念と建学の精神に則り、看護のあらゆる場において、地域社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様な人々と協働して多様化、複雑化したこれからの社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

##### 常翔学園：建学の精神

世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。

##### 摂南大学：教育の理念

人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材を育成する。

##### 看護学研究科：教育研究上の目的

看護のあらゆる場において、地域社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様な人々と協働して多様化、複雑化したこれからの社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

#### 〔博士前期課程〕

##### (1) 教育研究上の目的

医療・看護・保健の課題への探究心や課題を解決するための幅広い知識や技術を基盤とし、広い視野と高い倫理観をもち、地域社会で生活する人々を支援する看護実践者および研究能力を基盤とした看護教育者を育成することを目的とする。

##### (2) ディプロマ・ポリシー

博士前期課程では、上述の目的に基づき、次のような能力を身につけ、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位を授与する。

ディプロマ・ポリシー (M)	
知識・理解	〔DP1〕 医療・看護・保健の課題を理解し、これに対応するための幅広く高度な知識を有している。
思考・判断	〔DP2〕 医療・看護・保健の課題を解決することができる科学的・論理的思考力、創造力を有している。
関心・意欲	〔DP3〕 医療・看護・保健の課題に関心を深め、高い倫理観をもって社会に貢献するための強い意欲を有している。

技能・表現	〔DP4〕 医療・看護・保健に関するチームリーダーとしての高度な実践力および研究遂行能力を有している。
-------	---

### (3) カリキュラム・ポリシー

学位授与に必要とされる能力（ディプロマ・ポリシー）を修得するために、博士前期課程では、以下の方針で教育課程を編成する。

カリキュラム・ポリシー (M)	
知識・理解	〔CP1〕 医療・看護・保健に関わる高度な専門知識・技術を修得するため専門科目および「看護学研究」「看護教育特論」「臨床推論特論」「国際保健学特論」を配置する。
	〔CP2〕 医療・看護・保健に関連する幅広い知識を修得するため「看護人間工学特論」「地域医療防災演習」「薬物治療学特論」「医療経済特論」を配置する。
思考・判断	〔CP3〕 医療・看護・保健の課題解決に向け、科学的・論理的思考力、創造力を高めるため専門科目および「臨床推論特論」「多職種連携演習」「フィジカルアセスメント特論」を配置する。
	〔CP4〕 先行研究の文献検討、研究計画の立案、データ分析等、研究遂行能力を育成するため専門科目および「看護学研究」「疫学・保健統計学特論」「看護学特別研究」を配置する。
関心・意欲	〔CP5〕 研究への関心および倫理観を醸成するため「臨床看護倫理」「看護学研究」および「看護学特別研究」を配置する。
	〔CP6〕 医療・看護・保健の課題解決への意欲を高めるため専門科目および「看護学特別研究」を配置する。
技能・表現	〔CP7〕 医療・看護・保健に関するチームリーダーとしての高度な実践力を養うため「多職種連携演習」「フィジカルアセスメント特論」を配置する。
	〔CP8〕 研究遂行能力およびプレゼンテーション力を養うため専門科目、「看護学研究」および「看護学特別研究」を配置する。

### (4) アドミッション・ポリシー

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを理解し、学士課程レベルの学力および次に掲げる資質・素質を有する人を求める。

アドミッション・ポリシー (M)	
知識・理解	〔AP1〕 医療・看護・保健に関わる専門分野の基礎的な知識を有している。また、看護資格を有している。
思考・判断	〔AP2〕 医療・看護・保健に関わる幅広い視点と柔軟な思考や科学的・論理的思考力を有している。

関心・意欲	〔AP3〕 医療・看護・保健への関心や倫理的感性をもち、課題解決に向けた研究に積極的に取り組む強い意志を有している。
技能・表現	〔AP4〕 他者やチーム内で調整できるコミュニケーション力、プレゼンテーション力を有している。

### 〔博士後期課程〕

#### （１）教育研究上の目的

看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を養い、地域における様々な課題を解決すべく、現場に還元する研究を推進できる研究者、および自立的な研究遂行力をもち次世代の医療や看護にかかわる専門職業人を育成する教育者、地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉機関・施設の管理者を養成することを目的とする。

#### （２）ディプロマ・ポリシー

博士後期課程では、上述の目的に基づき、次のような能力を身につけ、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査および最終試験に合格した者に博士（看護学）の学位を授与する。

ディプロマ・ポリシー (D)	
知識・理解	〔DP1〕 医療・看護・保健の課題を解決するため、看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を有している。
思考・判断	〔DP2〕 医療・看護・保健の課題の解決に必要な情報収集・分析能力、解決策の立案能力ならびに卓越した科学的・論理的思考力、創造力を有している。
関心・意欲	〔DP3〕 医療・看護・保健への課題に対し、高い倫理観をもって積極的に解決する意志を示し、看護学の発展に貢献する強い意欲を有している。
技能・表現	〔DP4〕 医療・看護・保健に関する課題解決に向けた高度な実践力、学術的に価値のある高度な研究を自立的に遂行し、研究成果を高度に言語化し論述する能力、さらにその研究成果を発表する能力を有している。

#### （３）カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

学位授与に必要とされる能力（ディプロマ・ポリシー）を修得するために、博士後期課程では、以下の方針で教育課程を編成する。

カリキュラム・ポリシー (D)	
知識・理解	〔CP1〕 看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を修得するため、共通科目および専門科目を配置する。

	〔CP2〕 研究課題に沿った研究方法論の選択、研究計画の策定方法や情報収集、分析方法など一貫性のある研究計画書の策定を目的とし、共通科目および専門科目を配置する。
思考・判断	〔CP3〕 主体的に研究テーマを設定し、研究計画を策定し、遂行するために先行知見および研究手法の集積を目的に共通科目、専門科目および研究科目を配置する。
	〔CP4〕 国内外の先行文献および指導教員との議論をもとに、自ら主体的に研究テーマを設定し、十分な文献検討を行う。研究計画の立案、データ収集、分析を進め、研究結果に基づいた専門性の高い論文を作成するため「看護学研究方法特論」、専門科目および研究科目を配置する。
関心・意欲	〔CP5〕 自ら主体的に研究を遂行する姿勢、看護学の発展に貢献する強い意欲および研究倫理に対する高い意識を涵養するため専門科目および研究科目を配置する。
	〔CP6〕 医療・看護・保健に関する学術上または現場の様々な課題解決への意欲を高めるため共通科目および研究科目を配置する。
技能・表現	〔CP7〕 医療・看護・保健に関する課題解決に向けた高度な実践力を涵養するため専門科目を配置する。
	〔CP8〕 研究成果の発表および学術雑誌への論文投稿と掲載を通じて、研究成果を高度に言語化し論述する能力を身につけるため、共通科目および研究科目を配置する。

#### (4) アドミッション・ポリシー (入学者の受け入れ方針)

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを理解し、博士前期課程レベルの学力および次に掲げる資質・素質を有する人を求める。

アドミッション・ポリシー (D)	
知識・理解	〔AP1〕 医療・看護・保健に関わる専門分野の高度で深い知識を有している。
思考・判断	〔AP2〕 医療・看護・保健に関する多角的な視点と高度な研究遂行に必要な科学的・論理的思考力を有している。
関心・意欲	〔AP3〕 医療・看護・保健への関心や倫理観をもち、課題解決に向けた研究遂行に主体的に取り組む姿勢を有し、地域社会に貢献する強い意志を有している。
技能・表現	〔AP4〕 研究成果を言語化し論文としてまとめる能力と、学会などで発表できるプレゼンテーション力を有している。

## **(5) 博士後期課程の養成する人材像および3ポリシーの相関について**

### **(ディプロマ・ポリシーと養成する人材像の関係)**

教育研究上の目的（養成する人材像）である「①看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を養い、②地域における様々な課題を解決すべく、③現場に還元する研究を推進できる研究者、および④自立的な研究遂行力をもち次世代の医療や看護にかかわる専門職業人を育成する教育者、地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉機関・施設の管理者を養成すること」の要素を以下の①～④に分解し、それぞれを担保する DP を示す。

- ①「看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見」は、DP1、DP2に関連し整合している。
- ②「地域における様々な課題の解決」は、DP1、DP2、DP3に関連し整合している。
- ③「現場に還元する研究を推進」は、DP2、DP3、DP4に関連し整合している。
- ④「自立的な研究遂行力」は DP2、DP3、DP4に関連し整合している。

以上の通り、養成する人材像に整合したディプロマ・ポリシーを適切に設定している。

### **(ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係)**

DP1に対し、看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見の修得や理解を深め、課題解決に向け、新たな視点や捉え方を検討できる能力を身につけ、具体的に高度な研究を遂行するために高度な研究方法およびデータ分析方法などを修得するため CP1、CP2を設定した。

DP2に対して、研究方法論をもとに自身のテーマに応じた十分な文献検討と指導教員との議論をもとに、研究方法や分析方法を検討し、研究を計画するため CP3、CP4を設定した。

DP3に対して、高い倫理観をもって、自ら現場におけるさまざまな課題を解決する意欲をもって、看護学の発展に貢献する意欲を高めるため CP5、CP6を設定した。

DP4に対して、課題解決に向けた高度な実践力と研究成果を論述できる能力を身につけ、積極的に論文投稿や掲載を通じて、研究成果を言語化し、論述する能力を身につけるため CP7、CP8を設定した。

以上の通り、ディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーを適切に設定している。

### **(カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの関係)**

CP1および CP2に対して、看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を修得するためには、医療・看護・保健に関わる専門分野の高度で深い知識を必要とするため、AP1を設定した。

CP3および CP4に対して、自立して高度な研究を遂行するためには、科学的・論理的思考力を必要とするため AP2を設定した。

CP5および CP6に対して、研究倫理に対する高い倫理観と看護学の発展に貢献する強い

意欲を涵養するため、主体的に研究に取り組む姿勢や地域社会に貢献する意志を必要とするため AP3を設定した。

CP7および CP8に対して、医療・看護・保健の解決に向けた高度な実践力および研究成果を言語化し、論述する高度な能力を身につけるため、研究成果を言語化し論文としてまとめ学会等で発表できる基本的能力が必要と考え AP4を設定した。

以上の通り、カリキュラム・ポリシーに整合したアドミッション・ポリシーを適切に設定している。

なお、本課程における「多様な分野」とは、看護学を中心として、看護学との融合的、横断的な研究の可能性をもつ他の学問領域も含めた分野を想定している。昨今は個人と家族を取り巻く環境の変化や価値観の多様化、DX 化等から、医療・看護・保健における課題は多様化・複雑化し、予測不可能な時代に突入しつつある。複合的な視点で現象を捉え、それらに応じたあらたな枠組みが必要であることから、看護学を中心的な研究分野とすることを大前提とし、「多様な分野」の知見を修得することを求める。

**【資料1】 養成する人材像と3ポリシーの関係図 (D)**

**【資料2】 教育課程とディプロマ・ポリシーの相関表 (D)**

**【資料3】 カリキュラムマップと CP・DP の相関図 (D)**

## 5) 組織として研究対象とする中心的な研究分野

本研究科の中心となる研究分野は、看護学である。領域ごとの具体的な研究対象は以下である。

### (1) 基盤・療養支援看護学領域

領域では、「基盤実践看護学」と「療養支援看護学」の2つの専門を柱とし、基礎看護学、統合領域、成人看護学（急性、慢性）、老年看護学を研究対象とする。

### (2) 地域・次世代発達支援看護学領域

領域では、「地域支援看護学」と「次世代発達支援看護学」の2つの専門を柱とし、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学を研究対象とする。

## 6) 修了後の進路

本研究科の学生の修了後の進路は、以下の通り考えている。

### 〔博士前期課程〕

- ・保健・医療機関および福祉施設のチームリーダー的な看護職者
- ・看護系大学の教育者

### 〔博士後期課程〕

- ・看護系大学の教育者

- ・研究機関等の研究者
- ・保健・医療機関および福祉施設の管理者

## 2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学では、平成24（2012）年に看護学部看護学科を設置し、完成年度にあたる平成28（2016）年に看護学研究科看護学専攻修士課程を開設した。この教育と研究実績を基にし、このたび、博士後期課程を設置する。本課程の設置に合わせ、既存の修士課程を博士前期課程に課程変更する。本研究科専攻および課程は看護学を中心とした教育研究を行う。研究科・専攻の名称および学位の名称は以下の通りとする。

- 1) 研究科の名称：看護学研究科 Graduate School of Nursing Science
- 2) 専攻の名称：看護学専攻 Division of Nursing Science
- 3) 学位の名称：博士前期課程 修士（看護学） Master of Nursing Science  
博士後期課程 博士（看護学） Doctor of Nursing Science

### 3. 教育課程の編成の考え方及び特色

#### 1) カリキュラム・ポリシー

本研究科の教育課程編成の方針(カリキュラム・ポリシー)は以下の通り定める(再掲)。

##### 〔博士前期課程〕

カリキュラム・ポリシー (M)	
ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、次の通り教育課程を編成・実施する	
知識・理解	〔CP1〕 医療・看護・保健に関わる高度な専門知識・技術を修得するため専門科目および「看護学研究」「看護教育特論」「臨床推論特論」「国際保健学特論」を配置する。
	〔CP2〕 医療・看護・保健に関連する幅広い知識を修得するため「看護人間工学特論」「地域医療防災演習」「薬物治療学特論」「医療経済特論」を配置する。
思考・判断	〔CP3〕 医療・看護・保健の課題解決に向け、科学的・論理的思考力、創造力を高めるため専門科目および「臨床推論特論」「多職種連携演習」「フィジカルアセスメント特論」を配置する。
	〔CP4〕 先行研究の文献検討、研究計画の立案、データ分析等、研究遂行能力を育成するため専門科目および「看護学研究」「疫学・保健統計学特論」「看護学特別研究」を配置する。
関心・意欲	〔CP5〕 研究への関心および倫理観を醸成するため「臨床看護倫理」「看護学研究」および「看護学特別研究」を配置する。
	〔CP6〕 医療・看護・保健の課題解決への意欲を高めるため専門科目および「看護学特別研究」を配置する。
技能・表現	〔CP7〕 医療・看護・保健に関するチームリーダーとしての高度な実践力を養うため「多職種連携演習」「フィジカルアセスメント特論」を配置する。
	〔CP8〕 研究遂行能力およびプレゼンテーション力を養うため専門科目、「看護学研究」および「看護学特別研究」を配置する。

〔博士後期課程〕

カリキュラム・ポリシー (D)	
ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、次の通り教育課程を編成・実施する	
知識・理解	〔CP1〕 看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を修得するため、共通科目および専門科目を配置する。
	〔CP2〕 研究課題に沿った研究方法論の選択、研究計画の策定方法や情報収集、分析方法など一貫性のある研究計画書の策定を目的とし、共通科目および専門科目を配置する。
思考・判断	〔CP3〕 主体的に研究テーマを設定し、研究計画を策定し、遂行するために先行知見および研究手法の集積を目的に共通科目、専門科目および研究科目を配置する。
	〔CP4〕 国内外の先行文献および指導教員との議論をもとに、自ら主体的に研究テーマを設定し、十分な文献検討を行う。研究計画の立案、データ収集、分析を進め、研究結果に基づいた専門性の高い論文を作成するため「看護学研究方法特論」、専門科目および研究科目を配置する。
関心・意欲	〔CP5〕 自ら主体的に研究を遂行する姿勢、看護学の発展に貢献する強い意欲および研究倫理に対する高い意識を涵養するため専門科目および研究科目を配置する。
	〔CP6〕 医療・看護・保健に関する学術上または現場の様々な課題解決への意欲を高めるため共通科目および研究科目を配置する。
技能・表現	〔CP7〕 医療・看護・保健に関する課題解決に向けた高度な実践力を涵養するため専門科目を配置する。
	〔CP8〕 研究成果の発表および学術雑誌への論文投稿と掲載を通じて、研究成果を高度に言語化し論述する能力を身につけるため、共通科目および研究科目を配置する。

学修成果については以下の方法等で評価する。

**(学修成果の評価方法)**

授業科目の評価にあたっては、シラバスで明示する各科目の到達目標の達成度と評価方法、評価基準に基づき客観的かつ厳格に行う。

**(教育方法)**

各授業においては、自ら能動的に学修し探究する態度を身につけるため、学修内容のプレゼンテーション、双方向対話型の教育手法を多く取り入れる。

**(教育の質保証)**

授業評価等による教育課程の自己点検・評価を継続的に行ない、その改善に努めること

で教育の質を担保する。

## 2) 教育課程の編成

本研究科は、上述のカリキュラム・ポリシーにより教育課程を編成する。博士前期課程および博士後期課程の教育課程の科目は共通科目、専門科目および研究科目から構成している。それぞれが相互に関連し、ディプロマ・ポリシーの達成と学位論文の作成にむけた学生の研究を推進することを目的として設定した。専門科目は、学部の基礎看護学領域、統合領域、成人看護学(急性、慢性)領域、老年看護学領域から構成した基盤・療養支援看護学領域と、母性看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、公衆衛生看護学領域から構成した地域・次世代発達支援看護学領域とし、博士前期課程および博士後期課程と関連した研究指導を行う。

### 〔博士前期課程〕

教育課程は共通科目、専門科目および研究科目の3区分で構成し、専門科目について、基盤・療養支援看護学領域は基盤実践看護学と療養支援看護学の2分野、地域・次世代発達支援看護学領域は地域支援看護学と次世代発達支援看護学の2分野の計4分野を配置する。

学生は共通科目から「看護学研究」2単位を含む16単位と各専攻分野の看護学特論、看護学演習、看護学援助特論の各2単位および「看護学特別研究」8単位の合計30単位以上を修得する。なお、専攻分野以外の専門科目を修得した場合、2単位までを共通科目とみなし、修了に必要な単位に含める。

上記の単位修得のほか、修士論文の作成に向けた研究指導を受ける。

### 教育課程の構造図

科目区分	授業科目	単位数
<b>共通科目</b> (看護学研究を含む16単位)	看護学研究	2単位
	多職種連携演習	2単位
	臨床看護倫理	1単位
	フィジカルアセスメント特論	2単位
	臨床推論特論	2単位
	薬物治療学特論	2単位
	医療経済特論	2単位
	地域医療防災演習	1単位
	看護人間工学特論	2単位
	看護教育特論	2単位
	疫学・保健統計学特論	2単位
	国際保健学特論	1単位

専門科目	基盤・療養支援看護学領域 (選択6単位)	基盤実践看護学分野	基盤実践看護学特論	2単位
			基盤実践看護学演習	2単位
			基盤実践看護学援助特論	2単位
		療養支援看護学分野	療養支援看護学特論	2単位
			療養支援看護学演習	2単位
			療養支援看護学援助特論	2単位
	地域・次世代 発達支援看護学 領域 (選択6単位)	地域支援看護学分野	地域支援看護学特論	2単位
			地域支援看護学演習	2単位
			地域支援看護学援助特論	2単位
		次世代発達支援看護 学分野	次世代発達支援看護学特論	2単位
次世代発達支援看護学演習			2単位	
次世代発達支援看護学援助特論			2単位	
研究科目 (必修8単位)			看護学特別研究	8単位

#### 〔博士後期課程〕

教育課程は共通科目、専門科目および研究科目の3区分で構成し、専門科目は基盤・療養支援看護学領域と地域・次世代発達支援看護学領域の2つの領域にそれぞれ看護学特論・演習を配置する。

学生は必修科目である共通科目3単位（2科目）と自身が専攻する研究領域の看護学特論・演習の各2単位（2科目）、「特別研究」12単位の計19単位以上を修得し、博士論文の作成に向けた研究指導を受ける。

#### 教育課程の構造図

科目区分		授業科目	単位数
共通科目 (必修3単位)		看護学研究方法特論	2単位
		看護実践応用特論	1単位
専門科目 (選択4単位)	基盤・療養支援看護学 領域	基盤・療養支援看護学特論	2単位
		基盤・療養支援看護学演習	2単位
	地域・次世代発達支援 看護学領域	地域・次世代発達支援看護学特論	2単位
		地域・次世代発達支援看護学演習	2単位
研究科目 (必修12単位)		特別研究	12単位

### 3) 教育課程の説明

#### (1) 科目とディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの関連

##### 〔博士前期課程〕

共通科目には、医療・看護・保健における多角的な専門知識に基づいた実践力や教育力、関連する学問領域の知識を修得するための科目を配置している。

専門科目は、医療・看護・保健に関わる多角的で高度な専門知識・技術を修得するため、基盤実践看護学、療養支援看護学、地域支援看護学、次世代発達支援看護学の各専攻分野に特論・演習・援助特論を配置している。

各科目とDPとCPの関係は以下の通りである。

〔DP1〕：医療・看護・保健の課題を理解し、これに対応するための幅広く高度な知識を有している。

- ・医療・看護・保健に関わる高度な専門知識・技術を修得するため専門科目および「看護学研究」「看護教育特論」「臨床推論特論」「国際保健学特論」を配置する〔CP1〕。
- ・医療・看護・保健に関連する幅広い知識を修得するため「看護人間工学特論」「地域医療防災演習」「薬物治療学特論」「医療経済特論」を配置する〔CP2〕。

〔DP2〕：医療・看護・保健の課題を解決することができる科学的・論理的思考力、創造力を有している。

- ・医療・看護・保健の課題解決に向け、科学的・論理的思考力、創造力を高めるため専門科目および「臨床推論特論」「多職種連携演習」「フィジカルアセスメント特論」を配置する〔CP3〕。
- ・先行研究の文献検討、研究計画の立案、データ分析等、研究遂行能力を育成するため専門科目および「看護学研究」「疫学・保健統計学特論」「看護学特別研究」を配置する〔CP4〕。

〔DP3〕：医療・看護・保健の課題に関心を深め、高い倫理観をもって社会に貢献するための強い意欲を有している。

- ・研究への関心および倫理観を醸成するため「臨床看護倫理」「看護学研究」および「看護学特別研究」を配置する〔CP5〕。
- ・医療・看護・保健の課題解決への意欲を高めるため専門科目および「看護学特別研究」を配置する〔CP6〕。

〔DP4〕：医療・看護・保健に関するチームリーダーとしての高度な実践力および研究遂行能力を有している。

- ・医療・看護・保健に関するチームリーダーとしての高度な実践力を養うため「多職種連携演習」「フィジカルアセスメント特論」を配置する〔CP7〕。
- ・研究遂行能力およびプレゼンテーション力を養うため専門科目、「看護学研究」および「看護学特別研究」を配置する〔CP8〕。

#### 〔博士後期課程〕

共通科目には、医療・看護・保健における多角的、複合的な専門的知識に基づいた実践能力や教育能力、研究能力と関連する学問領域との融合研究能力を育成するための科目を配置している。

専門科目の基盤・療養支援看護学領域では、人々の健康に関与する基盤看護学の基礎となる知識体系と実践体系および看護実践場面の特性をとらえた実践の方法・開発のための科目を配置している。地域・次世代発達支援看護学領域では、地域の看護・保健における

実践および、次世代の理解や次世代育成を支援するための実践方法・開発のための科目を配置している。各科目とDPとCPの関係は以下の通りである。

〔DP1〕：医療・看護・保健の課題を解決するため、看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を有している。

・看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を修得するため、共通科目および専門科目を配置する〔CP1〕。

・研究課題に沿った研究方法論の選択、研究計画の策定方法や情報収集、分析方法など一貫性のある研究計画書の策定を目的とし、共通科目および専門科目を配置する〔CP2〕。

〔DP2〕：医療・看護・保健の課題の解決に必要な情報収集・分析能力、解決策の立案能力ならびに卓越した科学的・論理的思考力、創造力を有している。

・主体的に研究テーマを設定し、研究計画を策定し、遂行するために先行知見および研究手法の集積を目的に共通科目、専門科目および研究科目を配置する〔CP3〕。

・国内外の先行文献および指導教員との議論をもとに、自ら主体的に研究テーマを設定し、十分な文献検討を行う。研究計画の立案、データ収集、分析を進め、研究結果に基づいた専門性の高い論文を作成するため「看護学研究方法特論」、専門科目および研究科目を配置する〔CP4〕。

〔DP3〕：医療・看護・保健への課題に対し、高い倫理観をもって積極的に解決する意志を示し、看護学の発展に貢献する強い意欲を有している。

・自ら主体的に研究を遂行する姿勢、看護学の発展に貢献する強い意欲および研究倫理に対する高い意識を涵養するため専門科目および研究科目を配置する〔CP5〕。

・医療・看護・保健に関する学術上または現場の様々な課題解決への意欲を高めるため共通科目および研究科目を配置する〔CP6〕。

〔DP4〕：医療・看護・保健に関する課題解決に向けた高度な実践力、学術的に価値のある高度な研究を自立的に遂行し、研究成果を高度に言語化し論述する能力、さらにその研究成果を発表する能力を有している。

・医療・看護・保健に関する課題解決に向けた高度な実践力を涵養するため専門科目を配置する〔CP7〕。

・研究成果の発表および学術雑誌への論文投稿と掲載を通じて、研究成果を高度に言語化し論述する能力を身につけるため、共通科目および研究科目を配置する〔CP8〕。

## （2）教育課程の詳細な説明

### 〔博士前期課程〕

共通科目は、1年次に「看護学研究」（前期・2単位）、「多職種連携演習」（後期・2単位）、「臨床看護倫理」（前期・1単位）、「フィジカルアセスメント特論」（前期・2単位）、「臨床推論特論」（前期・2単位）、「薬物治療学特論」（後期・2単位）、「医療経済特論」（前期・2単位）、「地域医療防災演習」（通年・1単位）、「看護人間工学特論」（後期・2単位）、「看護教育特論」（前期・2単位）、「疫学・保健統計学特論」（前期・2単位）、「国際保健学特論」

(後期・1単位)を配置し、「看護学研究」を含む16単位を学生が履修する。専門科目は、1年次に「基盤実践看護学特論」「療養支援看護学特論」「地域支援看護学特論」「次世代発達支援看護学特論」(前期・2単位)のいずれかから2単位、「基盤実践看護学演習」「療養支援看護学演習」「地域支援看護学演習」「次世代発達支援看護学演習」(後期・2単位)のいずれかから2単位、2年次には「基盤実践看護学援助特論」「療養支援看護学援助特論」「地域支援看護学援助特論」「次世代発達支援看護学援助特論」(前期・2単位)のいずれかから2単位の計6単位を履修する。研究科目の「看護学特別研究」は2年間を通じて8単位を履修し、計30単位以上を修得することとしている。

### ①共通科目

各領域の専門性の高い教育内容とともに、それぞれの領域の学修を効率的、効果的、かつ専門性を深めるために、横断的に学修する科目を設けている。

これにより、看護職が基礎知識を更に発展させ、多職種間の連携システムの中で看護のチーム医療におけるリーダー的役割を果たすことのできる実践力を醸成する。

それぞれの領域で専門性を深め、確実に研究を進める方法論および倫理的態度を身につけるため、「看護学研究」「疫学・保健統計学特論」「臨床看護倫理」を配置している。「看護学研究」「疫学・保健統計学特論」では看護実践の場において研究を進める上で必要な文献検索方法、研究デザインの選択、研究計画書の立案、量的・質的研究方法、統計学的解析方法、論文執筆の方法等を教授し、学生が研究を進めていく上での基礎を構築する。

「臨床看護倫理」では医療の場において看護職が抱える様々な倫理的課題に対応できる基礎的能力、および研究を行う上での倫理的課題の捉え方とその対処方法を学修する。また、専門分野の看護活動において、対象の健康状態のモニタリングや臨床推論、あるいは症状管理、患者教育、および治療や薬剤に関する理解を深める「フィジカルアセスメント特論」「臨床推論特論」「薬物治療学特論」を配置する。さらに人間工学の視点から援助者・介護者の動作を分析・評価するため「看護人間工学特論」を配置する。対象を中心とした多職種とのチーム医療を推進し、そのなかでの看護職の役割を発揮できる能力を培うため「多職種連携演習」を配置する。地域で療養生活を送る人々への災害時の対応や防災における医療者の役割を具体的に学ぶ「地域医療防災演習」を配置している。これらの演習科目では地域のフィールドワーク・実習を含む。特に「多職種連携演習」では、学生の目的に応じて地域の医療機関の連携相談室、外来、施設におけるフィールドワークを行い、多職種間連携の実際を理解し、その在り方を学修する。また、地域における医療機関や福祉施設、訪問看護ステーション等は効率的かつ効果的な看護サービスの提供を検討する必要がある、経済的視点からも考察できる力を養うための科目として「医療経済特論」を配置する。さらに、近年の医療における国際化に対応するため「国際保健学特論」を配置する。

看護教育活動を実践するため、「看護教育特論」を配置し、看護学の教育に関する制度や背景および教育理論を学修するとともに、講義や臨床実習指導における具体的な計画立案や実施、評価方法について修得する。

なお、共通科目については、総合大学の特色を活かし大学の他研究科で教育研究を行っ

ている教員により講義を行う。「薬物治療学特論」においては、薬学研究科の実務家教員、「医療経済特論」は経済経営学研究科の医療経済を専門とする教員、「地域医療防災演習」は理工学研究科の地域防災研究を行っている教員、「看護人間工学特論」は理工学研究科の医療・看護・介護用具の開発を手がける人間工学担当の教員が教授する。これらの科目の実施にあたっては看護学の観点からの教授が不可避であり、シラバス作成および授業実施時において、本研究科教員との入念な打ち合わせをした上で授業を行う。

また、看護実践に即応した教育を実施するため、「臨床看護倫理」においては、臨床の専門家を非常勤講師として配置し、「多職種連携演習」においては、連携病院を中心とした医療機関や地域の関係施設へフィールドワークを行う。

## ②専門科目

### 基盤・療養支援看護学領域

基盤・療養支援看護学領域は「基盤実践看護学分野」と「療養支援看護学分野」の2つの分野を柱とし、地域社会で療養生活を送る対象者とその家族に対し、生活の場、健康レベルに応じた質の高い看護を探究するための科目を配置する。

「基盤実践看護学分野」では、看護の基盤となる概念および理論に関わる知識と構造を把握し、看護実践を支える人間理解および看護技術、教育、マネジメントについて俯瞰的に学修する。質の高い看護実践の基盤となる教育、看護組織や安全管理、看護倫理など、看護の対象となる人々の多様性・複雑性に対応した看護のあり方について探究する。

「療養支援看護学分野」では、様々な場で療養生活をおくる人々とその家族を理解し、専門的な看護援助、健康の増進と健康に関する課題を取り上げる。それらに対応する概念、看護理論を学修し、文献および実践事例等を通して、看護の在り方を探究する。

### 地域・次世代発達支援看護学領域

地域・次世代発達支援看護学領域は「地域支援看護学分野」と「次世代発達支援看護学分野」の2つの分野を柱とし、地域で生活する個人、家族、集団、地域を対象とした健康保持増進、発達促進を目指し、質の高い看護を探究するための科目を配置する。

「地域支援看護学分野」では、地域あるいは地域における各施設などさまざまな場で生活する高齢者、健康者、療養者とその家族を理解し、支援するための概念や理論を踏まえ、実践と研究への適応を検討し、多様な課題を持つ人々への看護のあり方について探究する。

「次世代発達支援看護学分野」では、次世代の健やかな発達を促進するために、乳児期、幼児期、思春期、壮年期のライフサイクルにわたる人々を理解し、支援するための概念や理論を踏まえ、専門的な看護援助、健康増進と健康課題を解決するための看護のあり方について探究する。

## ③研究科目

### 「看護学特別研究」

研究科目として「看護学特別研究」（1～2年次通年・8単位・必修）を配置する。学生に

対して研究指導教員および研究指導補助教員が、2年間を通じた計画的な研究指導を行う。

「看護学特別研究」を通して、専攻する領域の演習で明らかになった研究疑問に基づき、研究課題の明確化、研究目的の設定、研究計画立案、研究倫理審査、データ収集、分析・解釈、論文作成、発表が行えるよう指導し、研究を実施する基礎的な能力を養い、集大成として修士論文を作成する。

### 〔博士後期課程〕

共通科目の「看護学研究方法特論」（1年次前期・2単位）、「看護実践応用特論」（1年次後期・1単位）、研究科目の「特別研究」（1～3年次通年・12単位）を必修科目として、全ての学生が履修する。専門科目として「基盤・療養支援看護学特論」（1年次前期・2単位）、「基盤・療養支援看護学演習」（1年次後期・2単位）および「地域・次世代発達支援看護学特論」（1年次前期・2単位）、「地域・次世代発達支援看護学演習」（1年次後期・2単位）を配置し、学生はいずれかの看護学特論・演習を選択し履修する。

## ①共通科目

### 「看護学研究方法特論」

人を対象とする研究倫理について学修し、医療・看護および関係学問の研究論文や保健・医療・福祉政策の動向等異なる分野の学びを踏まえて、ヘルスケアの課題解決に貢献するための思考力と確かな研究力を養う。秀でた研究業績を有するゲストスピーカーを講師陣に加え、看護をはじめとするヘルスケア分野の研究活動を行うための知識と理解を深め、新規性と発展性のある研究に必要な研究方法論を修得する。

### 「看護実践応用特論」

情報通信技術が急速に進歩し、世界がますます繋がるようになることで、医療や看護の現場も大きく変わっている。世界中で新しいアイデアが求められ、人工知能（AI）が使われるようになる中、日本でも経済、産業、教育の分野で新しい変化が起きている。変わりゆく時代に求められる医療や看護における最新の理論や学際的な知見を学ぶ。多様な分野からゲストスピーカーも加え、現場の課題解決や実践に変化をもたらす開発や実装研究について考察できる能力を身につける。

## ②専門科目

### 「基盤・療養支援看護学特論・演習」「地域・次世代発達支援看護学特論・演習」

「基盤・療養支援看護学特論・演習」では、実践や研究に結びつく理論や最新のモデルについて学び、それらがどのように実践経験と組み合わせたり効果的に促進されるか探究する。また、臨床判断と患者の意思決定における援助プログラムの開発や看護実践の評価方法について探究し、医療・看護の課題を追求、解決するための能力を養う。

「地域・次世代発達支援看護学特論・演習」では、地域で生活する人々の生活・地域レベルでの健康促進プログラムの設計、疾病予防のための介入戦略について他の専門家や地

域のステークホルダーと協力して、地域保健プログラムを推進する方法について探究する。また、地域保健プログラムの効果を評価するための研究方法、分析力、課題を解決する能力を養う。

さらに、妊産婦、小児、精神疾患等を背景にもつ人々の発達ニーズ、健康ニーズに対応するための実装的な支援方法を検討する。対象者を支援するケア提供者の実践力を高めるためのプログラム開発および効果測定を行うための研究方法、分析力および課題解決能力を養う。

### ③研究科目

#### 「特別研究」

研究科目として「特別研究」（1～3年次通年・12単位・必修）を配置する。学生に対して研究指導教員および研究指導補助教員が、3年間を通じた計画的な研究指導を行う。

「特別研究」を通して、実践的な経験と学問的な知識を結びつけ、学生が主体的に研究課題を明確化し、研究の背景や意義、研究方法、予想される成果から成る研究計画書を作成する。さらに研究計画書に従いデータ収集・分析を進め、得られた結果を適切に考察し、研究成果を成果発表および学術雑誌への論文投稿を通して、博士としての研究力を高める。研究遂行の過程では、学生は研究指導教員および研究指導補助教員と議論しながら主体的に研究を進め、学会や研究会等、学外の専門家等と活発な議論を交える機会を積極的に得て、集大成として博士論文を作成する。

## 4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1) 授業の方法、学生数、配当年次の設定

本研究科の授業は、講義科目、演習科目および研究科目で構成する。講義科目、演習科目および研究科目を効果的に組み合わせたカリキュラムとすることで、学生の学修効果を高め、課程修了に向けた研究活動を支える。ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、最大の履修効果が得られることを意図した配当年次、科目配置とすることで、各課程の修業年限において段階的かつ体系的な学修と研究が可能となるカリキュラムとしている。

#### 〔博士前期課程〕

入学定員4人（収容定員8人）〔現行の入学定員6人、収容定員12人から変更〕に対し、研究指導教員および研究指導補助教員は19人であり、全ての開講科目において少人数での教育、研究指導を実施する。学生1人あたりの研究指導教員および研究指導補助教員は2.4人であり、充実した研究指導が可能になると考えている。

学生は専攻分野に応じて、「共通科目」「専門科目」における必修科目、選択科目を履修する。共通科目は1年次前期および後期に配置し、博士前期課程における学修および研究の基盤となる知識を身につける。4分野の各専門科目（3科目）は、1年次および2年次に配置する。「看護学特別研究」は、1年次から2年次までの2年間通年として配置する。共通科目、専門科目、研究科目の3科目群は、相互に関連するとともに、段階的かつ発展的に高度な水準で学修と研究を深め、最終的に修士論文の作成につながるカリキュラム構造としている。

#### 〔博士後期課程〕

入学定員2人（収容定員6人）に対し、研究指導教員および研究指導補助教員は14人であり、全ての開講科目において少人数での教育、研究指導を実施する。博士後期課程では、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要となる高度な研究能力を涵養するため、博士後期の学位にふさわしい質の高い研究に向け、教員の指導体制は重要である。特に複数の専門分野の教員が論文指導体制に含まれることは、研究の質を高め、透明性、倫理性等の観点からも重要である。したがって、指導体制としては学生1人に対し研究指導教員1人、研究指導補助教員2人の計3人体制とする。研究指導教員、研究指導補助教員の配置は、研究科委員会にて決定する。また、研究指導補助教員は他領域からも配置するとともに、研究テーマに応じて本学の他の研究科教員から意見聴取や助言を行う協力体制も整備する。研究指導教員は、入学時より博士論文の基盤となる文献研究等の研究成果を査読制度の確立した学術誌に掲載もしくは受理されるように、計画的に指導する。

学生は専攻領域に応じて、「共通科目」「専門科目」における必修科目、選択科目を履修する。「看護学研究方法特論」「看護実践応用特論」は1年次に配置し、博士後期課程における学修および研究の基盤となる知識を身につける。2領域の各専門科目（2科目）は、

1年次に配置する。「特別研究」は、1年次から3年次までの3年間通年として配置する。共通科目、専門科目および研究科目の3科目群は、相互に関連するとともに、段階的かつ発展的に高度な水準で学修と研究を深め、最終的に博士論文の作成につながるカリキュラム構造としている。

## 2) 履修指導方法

学生は出願前には研究室訪問等を行うとともに、出願時に専攻する領域、研究指導教員の希望を提出し、入学後に研究指導教員、研究指導補助教員を決定する。入学後はそれぞれの専門領域において、研究指導教員、研究指導補助教員による個別の履修指導、研究指導および論文指導を行う。

研究指導教員は学生の入学までの学修歴、研究実績を把握して、全科目のシラバスや履修モデルを示したうえで、学生の希望を尊重し、学修上の諸問題や修了後の進路等を十分に考慮した履修指導を行う。

具体的方法としては、各学年の年度初めに履修ガイダンスを行うとともに、研究指導教員から履修科目についての助言を行う。また研究指導補助教員を含めた複数名の指導体制で修了までの履修指導を行い、学生と綿密にコミュニケーションをとると同時に、組織的な履修指導体制をとる。修了要件や履修要件、長期履修制度や休学等、教務事務的な側面については、本研究科の事務局において、学生対応窓口で適切に指導する。

以上の履修指導体制により、各学生の学修と研究、学位取得に向けた最適な科目履修を実現する。

## 3) 修了要件

博士前期課程においては、共通科目は「看護学研究」を含む16単位、専門科目6単位および研究科目8単位の合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格することを修了要件とする。なお、専攻分野以外の専門科目を修得した場合、2単位まで共通科目とみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

博士後期課程においては、共通科目の必修科目3単位、専門科目（専攻領域）4単位および研究科目12単位の合計19単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することを修了要件とする。

## 4) 履修モデル

博士前期課程では、学生の専攻する分野は基盤実践看護学、療養支援看護学、地域支援看護学、次世代発達支援看護学の4分野であり、学生の専攻分野に応じて履修することになる。

博士後期課程では、学生の専攻する領域は基盤・療養支援看護学と地域・次世代発達支援看護学の2領域であり、学生の専攻領域に応じて履修することになる。カリキュラムマップおよび履修モデルの詳細は【資料4】に示す。

## 【資料4】カリキュラムマップ・履修モデル（D）

### 5) 研究指導プロセス

研究指導プロセスのスケジュールは、以下の通りとする。

#### 〔博士前期課程〕

##### <1年次>

4月上旬：博士前期課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明・指導および3ポリシー、履修モデル等の説明を行う。研究指導教員は、専攻領域に基づいた履修指導を行い、学生は履修登録を完了する。また、研究指導計画の策定等、研修指導体制を整備する。

1月上旬：研究計画を作成し、研究題目の確定、研究方法・手順を策定する。

2月上旬：中間発表会を行い、研究計画の修正を行う。

3月中旬：「人を対象とする研究倫理審査」を受審し、承認後研究を開始する。

##### <2年次>

4月上旬：研究内容の進捗に基づき2年次の履修指導を行い、履修登録を行う。

1月上旬：修士論文審査願の提出を行う。

1月中旬：研究科委員会において論文審査の可否判定を行い、修士論文審査委員を選出する。

2月上旬：修士論文発表会を行う。

2月中旬：修士論文審査・最終試験を行い、研究科委員会にて合否を決定する。

3月下旬：学位記授与式

#### 〔博士後期課程〕

##### <1年次>

4月上旬：博士後期課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明・指導および3ポリシー、履修モデル等の説明を行う。担当研究指導教員は、専攻領域に基づいた履修指導を行い、学生は履修登録を完了する。また、研究指導計画の策定等、研修指導体制を整備する。

5月中旬：研究計画（予備研究）の作成。

2月中旬：1年次の1年間の研究進捗を確認し総括する。

##### <2年次>

4月上旬：研究内容の進捗に基づき2年次の履修指導を行い、履修登録を行う。

研究の進捗状況により、必要に応じて、研究題目、研究方法・手順の修正等、研究計画の修正を行う。

6月上旬：博士論文中間発表会①を行い、研究計画書（本研究）の修正を行う。

7月中旬：「人を対象とする研究倫理審査」を受審し、承認後研究を開始する。

2月中旬：2年次の1年間の研究進捗を確認し総括する。

<3年次>

- 4月上旬：研究内容の進捗に基づき2年次の履修指導を行い、履修登録を行う。
- 8月上旬：博士論文中間発表会②を行い、博士論文作成に向けた方針を確定する。
- 1月上旬：博士論文審査願の提出を行う。
- 1月中旬：研究科委員会において論文審査の可否判定を行い、博士論文審査委員を選出する。
- 2月上旬：博士論文発表会を行う。
- 2月中旬：博士論文審査・最終試験を行い、研究科委員会にて可否を決定する。
- 3月下旬：学位記授与式

上記は修業年限3年で修了する一般的な研究指導スケジュールだが、社会人学生は長期履修制度の活用なども想定したスケジュールで研究期間を担保する。

#### 【資料5】研究指導・審査スケジュール (D)

#### 6) 学位論文審査体制

本研究科博士後期課程では、以下に示す学位論文の審査体制を整備し、審査の厳格性と透明性を確実に保つ。

学生が博士論文の申請をしようとするときは、論文審査申請書に学位論文、論文目録、論文要旨および履歴書に論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。学位論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。研究科長は、学位論文審査申請書を受理したときは、学位論文を研究科委員会の審査に付さなければならない。研究科委員会は審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野の担当の教員のうちから主査1名、副査2名の審査委員を選出する。この場合において、指導教員は副査となり、主査にはなれない。研究科委員会は学位論文審査のため必要があると認めるときは他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について口述試問を行う。審査委員は、学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文審査の要旨、最終試験結果の要旨を研究科委員会に報告しなければならない。

研究科委員会は、取得単位、学位論文の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について合格または不合格を議決する。研究科長は、研究科委員会が合格または不合格を議決したときは、その結果は文書をもって学長に報告しなければならない。

このほか、論文提出による博士論文の審査等の詳細については、博士論文の審査に関する申し合わせ【資料6】の通りである。

#### 【資料6】摂南大学大学院 看護学研究科 博士論文の審査に関する申し合わせ

## 7) 学位論文審査基準

本研究科博士後期課程における学位論文は、以下の審査基準により厳格に審査を行う。これらの審査基準は学生等に公開し、周知する。

以下を全て満たした学位論文を合格とする。

(審査項目及び審査基準)

- (1) 論文テーマの妥当性：研究目的が明確かつ具体的で学術的であること、看護実践の専門性・発展に向け重要で社会的意義を有すること
- (2) 研究方法の妥当性：目的達成のため、適切な研究方法を実践していること
- (3) 独創性(新規性)：テーマの設定、研究方法、結論等において、未知の事象・事物の発見や新たな知見を示していること
- (4) 有用性：得られた知見が社会または当該分野の研究進展に対して有用な情報となっていること
- (5) 信頼性：既存の研究等が適切に評価され、それらを自己の観点から十分に分析していること
- (6) 完成度：一貫した論理が展開され、学位論文として体裁が整っていること
- (7) 倫理性：研究対象・研究方法などについて、倫理的問題・手続き上問題がないこと

## 8) 研究倫理審査体制

本学および本研究科では、学生および教員が研究を実施する前に、実施する全ての研究について、厳しい研究倫理審査の体制を設けている。本学園および本学では、「学校法人常翔学園学術研究倫理憲章」【資料7】、「学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン」【資料8】、「摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」【資料9】、「摂南大学研究倫理委員会規定」【資料10】、「摂南大学人を対象とする研究に関する倫理規定」【資料11】を設けており、重い倫理的責任を自覚し、これらの規定に抵触しない研究活動を徹底している。

本研究科の学生の研究に対する研究倫理審査体制は、以下に示す通りである。

大学院生のコンプライアンス教育については、一般社団法人公正研究推進協会 eAPRIN (eラーニング) の受講を義務付けている。教職員についても、新任および前回受講から5年を経過した者を対象として、研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講することになっている。

平成31(2019)年度からは、全学部において適正な研究データ等の管理の確認体制を本格的に稼働しており、現在に至る。毎年、対象者を選定し、研究データの適切な保存に関する確認を実施し、報告書を作成している。

令和4(2022)年度からは、先行研究との重複チェック・ソフトウェア(iThenticate)を導入し、不正防止の観点に留まらず、研究者の円滑な論文投稿に資する仕組みを整備している。

**【資料7】「学校法人常翔学園学術研究倫理憲章」**

【資料8】「学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン」

【資料9】「摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」

【資料10】「摂南大学研究倫理委員会規定」

【資料11】「摂南大学人を対象とする研究に関する倫理規定」

## 9) 長期履修制度

本研究科では、社会人のキャリア教育、そして生涯学習に対するニーズに応えるため、仕事をもつ社会人学生が勤務を継続しながら大学院で学問を修めることができるように、博士後期課程においても長期履修制度を導入する。

### (履修期間)

長期履修学生の履修期間は、前期課程生は3～4年、後期課程生は4～6年の範囲で年単位とする。

### (資格)

長期履修学生は、職業を有している者またはその他のやむを得ない事情により、本大学院学則に定める標準修業年限で修学することが困難であると学長が認めた者に限るものとする。

### (申請手続等)

長期履修学生となることを希望する者のうち、入学予定者は原則として出願時に、在学生（博士前期課程1年次、博士後期課程1・2年次）は、研究科長が定める日までに、『長期履修学生申請書』につぎに掲げるいずれかの書類を添えて、看護学研究科事務室を経て学長に願出しなければならない。

イ 在職証明書または在職していることが確認できる書類

ロ 当該事実または事情を証する書類

ハ その他研究科長が必要と認める書類

### (許可)

長期履修生の許可は、申請に基づき、看護学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

### (履修指導および研究指導)

長期履修制度が認められた場合は、入学後のオリエンテーションを経て、個人指導により当該履修年数での履修計画を立案する。研究指導についても、当該年数での計画を策定する。

### (規定)

長期履修制度に係る必要事項については、「摂南大学大学院長期履修学生規定」【資料12】に定める。

【資料12】「摂南大学大学院長期履修学生規定」

## 5. 基礎となる学部（又は博士前期課程）との関係

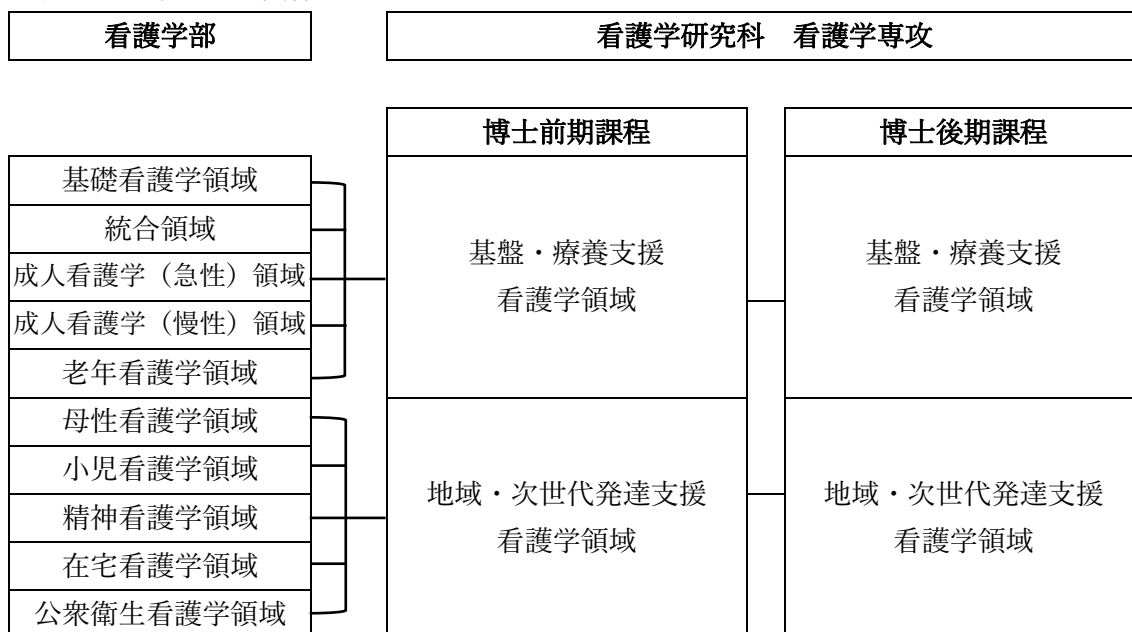
本研究科は、基礎となる学部である看護学部から、博士前期課程、博士後期課程に至るまで、各専門分野の教育研究を学生が継続的に深化させることが可能となるように、教育課程、教員組織、研究指導體制、学生支援体制等を一貫性、一体的に構築している。

基礎となる看護学部は、基礎看護学、統合領域、成人看護学（急性）、成人看護学（慢性）、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の10領域で構成している。本研究科は「看護学研究科看護学専攻」1専攻とし、博士前期・後期課程は学部の10領域が「基盤・療養支援看護学領域」（基礎看護学、統合領域、成人看護学（急性）、成人看護学（慢性）、老年看護学）、「地域・次世代発達支援看護学領域」（母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学）の2領域に対応しており、学生の専門分野に応じた研究指導體制を構築している。

以上の体制により、学部を卒業し、博士前期課程の各領域を修了した学生が、博士後期課程まで研究を実施し研究指導を受けられるような学部と研究科の体制としている。

本研究科の博士前期課程・後期課程と基礎となる学部との関係を以下の通り示す。

基礎となる学部との関係図



## 6. 取得可能な資格

### 〔博士前期課程〕

本研究科において、学則に規定している科目を履修し、その単位を修得することで取得可能な資格(予定)は以下の通りである。なお、本免許については教職課程認可申請を別途行う。

資格の名称：養護教諭専修免許状

取得の要件：養護教諭一種免許状を有し、教職関連科目24単位を修得すること。

## 7. 入学者選抜の概要

### 1) 受け入れる学生像（アドミッション・ポリシー）

本研究科のアドミッション・ポリシーは以下の通り定める（再掲）。

#### 〔博士前期課程〕

博士前期課程のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを理解し、学士課程レベルの学力および次に掲げる資質・素養を有する人を求める。

アドミッション・ポリシー (M)	
知識・理解	〔AP1〕 医療・看護・保健に関わる専門分野の基礎的な知識を有している。また、看護資格を有している。
思考・判断	〔AP2〕 医療・看護・保健に関わる幅広い視点と柔軟な思考や科学的・論理的思考力を有している。
関心・意欲	〔AP3〕 医療・看護・保健への関心や倫理的感性をもち、課題解決に向けた研究に積極的に取り組む強い意志を有している。
技能・表現	〔AP4〕 他者やチーム内で調整できるコミュニケーション力、プレゼンテーション力を有している。

#### 〔博士後期課程〕

博士後期課程のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを理解し、博士前期課程レベルの学力および次に掲げる資質・素養を有する人を求める。

アドミッション・ポリシー (D)	
知識・理解	〔AP1〕 医療・看護・保健に関わる専門分野の高度で深い知識を有している。
思考・判断	〔AP2〕 医療・看護・保健に関する多角的な視点と高度な研究遂行に必要な科学的・論理的思考力を有している。
関心・意欲	〔AP3〕 医療・看護・保健への関心や倫理観をもち、課題解決に向けた研究遂行に主体的に取り組む姿勢を有し、地域社会に貢献する強い意志を有している。
技能・表現	〔AP4〕 研究成果を言語化し論文としてまとめる能力と、学会などで発表できるプレゼンテーション力を有している。

### 2) 入学者選抜の実施計画

本研究科の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、以下の通り計画する。

#### 〔博士前期課程〕

募集人員：4人

入学時期および選抜時期は従前通り

## 〔博士後期課程〕

募集人員：2人

### ①初年度

- ・入学時期：令和8（2026）年4月
- ・選抜時期：11月（学内進学者入試）および翌年2月（一般入試）

### ②2年目以降

- ・入学時期：4月
- ・選抜時期：前年度5月（学内進学者入試）、9月および2月（一般入試）

なお、アドミッション・ポリシーと入試選抜の関連は、【資料13】に図表として示している。本研究科では、全ての入試区分において、各アドミッション・ポリシーを満たしているかを判定できる計画としている。

## 【資料13】アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の関連図（D）

### 3）出願資格

本研究科の出願資格は、それぞれの課程において、以下の通りとする。

## 〔博士前期課程〕

### 学内進学者入試

摂南大学看護学部、広島国際大学看護学部を当該入学者選抜試験年度末までに修了見込みの者

<外国人留学生のみ>

上記の出願資格に加え、つぎの出願資格に該当する者

- ・入学後の在留資格が原則として「留学」である者

### 一般入試

つぎの各項のいずれかに該当する者。

- 1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- 2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- 3) 外国人において学校教育における16年の課程を修了した者
- 4) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 5) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修得した者
- 6) 文部科学大臣の指定した者
- 7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者<入学資格審査必要>

上記の出願資格に加え、つぎの各項に該当する者

- ・看護師、保健師、助産師いずれかの資格を有する者
- ・出願資格7)により出願を希望する者は、看護系の短期大学・専修学校・各種学校等を卒業・修了し、看護職として2年以上の実務経験を有する者

<外国人留学生のみ>

上記の出願資格に加え、つぎの出願資格に該当する者

- ・入学後の在留資格が原則として「留学」である者

## 〔博士後期課程〕

### 学内進学者入試

摂南大学大学院、広島国際大学大学院の修士課程〈博士前期課程〉または専門職学位課程を当該入学者選抜試験年度の前年度末までに修了見込みの者

<外国人留学生のみ>

上記の出願資格に加え、つぎの出願資格に該当する者

- ・入学後の在留資格が原則として「留学」である者

### 一般入試

つぎの各項のいずれかに該当する者。

- 1) 修士の学位または専門職学位を有する者もしくは当該入学者選抜試験年度の前年度末までに取得見込みの者
- 2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を取得した者、もしくは当該入学者選抜試験年度の前年度末までに取得見込みの者
- 3) 文部科学大臣の指定した者
- 4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、当該入学者選抜試験年度の前年3月31日までに24歳に達する者<入学資格審査必要>

<外国人留学生のみ>

上記の出願資格に加え、つぎの出願資格に該当する者

- ・入学後の在留資格が原則として「留学」である者

なお、博士後期課程の入学資格においては、医療・看護および保健関連の分野の修士学位を取得している者、専門職学位は公衆衛生学分野の学位保持者を想定しているが、入学者選抜のプロセスにおいて、アドミッション・ポリシーに沿った人材であるかを厳正に確認する。

## 4) 入学者選抜の方法等

看護学研究科博士前期課程における選抜方法、試験科目は、以下の通りである。

項目	内容
書類審査	成績証明書
試験	①専門科目 ②外国語
面接試験	個別面接試験

看護学研究科博士後期課程における選抜方法、試験科目は、以下の通りである。

項目	内容
書類審査	①最終課程の成績証明書 ②研究計画書 ③修士論文の概要またはそれに準ずる研究報告書（2,000字程度）
試験	英語
面接試験	研究計画書、修士論文の概要またはそれに準ずる研究報告書を中心に行う。

博士後期課程では、書類審査、学力（筆記）試験（英語）、面接試験の3種類の選抜を全ての志願者に課す計画である。書類審査においては、最終課程の分野、研究計画書と修士論文の概要またはそれに準ずる研究報告書に記載の研究テーマおよび論文等の学術性を確認する。

AP1「医療・看護・保健に関わる専門分野の高度な知識の有無」は、書類審査、学力試験を通じて厳正に判断する。

AP2「医療・看護・保健に関する多角的な視点と高度な研究遂行に必要な科学的・論理的思考力」は、書類審査、学力試験、面接試験の全てで確認する。

AP3「医療・看護・保健への関心や倫理観、課題解決に向けた研究遂行に主体的に取り組む姿勢、地域社会に貢献する強い意志」は、書類審査と面接試験で確認する。

AP4「研究成果を言語化し論文としてまとめる能力、学会などで発表できるプレゼンテーション力」は、書類審査と面接試験で確認する。

学力試験（英語）においては医療・看護・保健に関連する題材の英語試験を想定しており、知識や英語力を確認することにより「修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があること」の判断材料とする。

以上の入学者選抜方法により、アドミッション・ポリシーに基づき、本課程の教育を受けるために必要な資質・能力を適切に評価・判定する。

## 8. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

### 1) 教員組織の編成の考え方

本研究科では、その教育研究上の目的を実現するため、豊富な教育研究業績を持った教員により教員組織を構築した。博士前期課程は専任教員20人、博士後期課程は16人を予定しており、博士前期課程、博士後期課程のそれぞれにおいて、学生に対して充実した研究指導が可能になると考えている。

#### 〔博士前期課程〕

博士前期課程では、入学定員4人（収容定員8人）に対し、専任教員20人（うち教授12人）を配置する。専任教員のうち、研究指導教員、研究指導補助教員として19人を配置する。

専門領域を設定する博士前期課程における領域ごとの教員配置数は以下の通りである。

#### 博士前期課程の教員配置（専任教員）

領域	教授	准教授	講師	合計
基盤・療養支援看護学領域	5人	4人	1人	10人
地域・次世代発達支援看護学領域	6人	2人	1人	9人
その他関連分野	1人	－	－	1人
博士前期課程合計	12人	6人	2人	20人

#### 〔博士後期課程〕

博士後期課程では、入学定員2人（収容定員6人）に対し、専任教員15人（うち教授11人）を配置する。専任教員のうち、研究指導教員、研究指導補助教員として14人を配置する。

専門領域を設定する博士後期課程における領域ごとの教員配置数は以下の通りである。

#### 博士後期課程の教員配置（専任教員）

領域	教授	准教授	講師	合計
基盤・療養支援看護学領域	5人	2人	－	7人
地域・次世代発達支援看護学領域	6人	1人	1人	8人
博士後期課程合計	11人	3人	1人	15人

### 2) 年齢構成

専任教員の本研究科博士前期課程の完成年度の3月末日時点における年齢構成は、「50歳以上59歳以下」が12人、「60歳以上64歳以下」が6人、「65歳以上69歳以下」が2人となっている。博士後期課程の完成年度の3月末日時点における年齢構成は、「50歳以上59歳以下」が9人、「60歳以上64歳以下」が3人、「65歳以上69歳以下」が3人となっており、バランスの取れた年齢構成となっている。

### **(定年年齢)**

本学の定年は満65歳に達した年度の末日であり、「学校法人常翔学園就業規則」【資料14】により規定しているが、「特任教員規定」【資料15】では、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う場合には、満70歳を超えない者を特任教員として採用することができるように定めている。なお、人事計画上の必要性があれば、満70歳を超えても学長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは採用することができる。本研究科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

本研究科の完成年度の3月末に本学の定年である満65歳を超える教員は博士前期課程で1人、博士後期課程で2人であり、特任教員規定により定年年齢を超えての勤務が認められている。当該教員の定年退職後は、退職する教員と同一の専門分野の専任教員を間隙なく補充し、スムーズな科目担当および研究指導の継承に努める。

**【資料14】「学校法人常翔学園就業規則」**

**【資料15】「特任教員規定」**

### **3) 研究分野と研究体制**

本研究科の中心的研究分野は、看護学分野である。各領域の具体的な研究分野は以下の通りである。研究業績の豊富な教授職位の教員の指導と支援により、若手の教員が研究業績を蓄積できるような仕組みを構築し、研究活動の活性化を図る。

基盤・療養支援看護学領域においては、基礎看護学、統合領域、成人看護学（急性、慢性）や老年看護学を中心的研究分野とする。

地域・次世代発達支援看護学領域においては、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学や公衆衛生看護学を中心的研究分野とする。

### **4) 事務体制**

本研究科は、枚方キャンパスにおいて教育研究を行うことから、事務については、看護学研究科事務室が学長室、教務部、学生部、入試部、就職部、図書館、情報メディアセンター、研究支援・社会連携センター等と連携して対応する。

本研究科事務室の担当者は、研究科長の指示の下、研究科内における管理運営の庶務（予算執行・管理を含む）および教務事務のほか、研究科内における会議や関係部署との連絡調整等を行う。

## 9. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本研究科は研究体制を基盤・療養支援看護学領域、地域・次世代発達支援看護学領域の2領域に分けて実施する。各領域には、各専門分野を担当する研究室を配置する。領域別に置く研究室は以下の一覧に示す。

### 看護学研究科 研究室一覧

領域	研究室名
基盤・療養支援看護学領域	基礎看護学領域研究室 統合領域研究室 成人看護学領域(急性)研究室 成人看護学領域(慢性)研究室 老年看護学領域研究室
地域・次世代発達支援看護学領域	母性看護学領域研究室 小児看護学領域研究室 精神看護学領域研究室 在宅看護学領域研究室 公衆衛生看護学領域研究室

本学は、教員の研究活動活性化を推進するため、平成23（2011）年4月に全学組織として「研究支援センター（現 研究支援・社会連携センター）」を設置しており、全学的に教員への研究支援を制度化して実施している。

本学では、産学官連携コーディネータと URA(University Research Administrator)を採用し、教員の研究支援を行っている。産学官連携コーディネータは、大学全体で3人を採用し、科学研究費補助金等の競争的資金への応募・申請や学外機関との産学連携から、特許申請関係、研究計画策定等様々な相談に対応している。URA は、大学全体で1人を採用し、①外部機関とのマッチング、研究シーズの広報活動、②外部資金獲得に向けた企画立案および支援・調整、③研究環境の整備に関する調査・分析、企画立案・実行、④プロジェクトの進捗管理、全体コーディネートに対応している。

本研究科の教員には一人当たり500千円／年の研究費を予算化している。科学研究費補助金等外部からの研究費の獲得による研究活動の活性化も図っており、科学研究費補助金への応募者のうち、不採択者に対して、次年度も科学研究費補助金を申請すること等を条件に、申請奨励金を交付する制度も整備している。

平成24（2012）年4月の看護学部開設にあたり、枚方キャンパス内に「地域医療研究センター」を立ち上げた。地域医療の推進や地域で活動する看護職の能力向上を目的とし、①地域住民への健康教育、②看護職を対象とした研修会を開催することで、地域貢献や専門職教育にかかる研究活動を展開している。本研究科では総合大学の利点を生かした、他

の研究科、学部との研究者との連携による看護 DX 等の新技術を活用した共同研究も積極的に推奨する。

## 10. 施設・設備等の整備計画

### 1) 校地、運動場の整備計画

看護学研究科は、既存の看護学部と同じ枚方第1校地（以下、枚方キャンパス）に設置している。枚方キャンパスは、大阪市と京都市の間に位置する大阪府枚方市長尾峠町に立地しており、京阪電鉄本線の樟葉駅またはJR学研都市線松井山手駅よりともにバスで約10～15分の所要時間となっている。

7号館（看護学部棟）には、看護学研究科・看護学部の教室、実習室、教員研究室等を整備しており、博士後期課程も7号館を中心的に使用する。その他の校舎（1～6、8号館）には、食堂、学生談話室、コンビニエンスストアのほか中庭や屋上テラスを整備しており、広大なキャンパスには、学生が休息できる空地も十分に整備している。

運動場は、グラウンド（野球場1面分）、サブグラウンド（フットサルコート2面、テニスコート2面）、体育館（バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、バドミントンコート4面を兼ねる）を整備している。

枚方キャンパス（枚方第2校地を含む）の総面積は179,320.51㎡で、校舎敷地が61,324.39㎡、運動場用地が100,643.52㎡、その他、農場、薬草園用地等が17,352.60㎡である。

### 2) 校舎等施設の整備計画

本研究科の人材養成および教育研究上の目的を達成するための教育研究に必要な施設・設備を、以下の通り整備している。

#### ①施設の整備

枚方キャンパス7号館（看護学部棟：延床面積6,383.52㎡、3階建て）は、以下の表に示す実習室、研究室、教室等を整備しており、本研究科における教育と研究に使用する。

表 7号館（看護学部棟）の実習室、研究室、教室等

区分	室名	室数
実習室	老年・精神・在宅看護学実習室	1
	成人看護学実習室	1
	基礎看護学実習室	1
	母性・小児看護学実習室	1
	助産学実習室	1
研究室・教室	教員室	33
	演習室	15
	中教室	3
	小教室	2
その他	学部長室、事務室、学修支援室、印刷室、Cafe	各1
	自習コーナー	2
	会議室	2
	大学院研究室	1

7号館の教室は、看護学部との共用となるが、時間割【資料16】において、本研究科との教室の共用に支障がないことは確認している。枚方キャンパスには他に教室30室、情報処理演習室3室、ホール1室を整備しており、これらの施設も利用可能である。

### 【資料16】授業時間割（前期、後期）

大学院研究室は、1室（54.57㎡：14席）を設け、ゼミ机、椅子、パソコン（1台／1人）、プリンタ、保管庫等を整備している【資料17】。枚方キャンパスには大学院研究室の他にラーニング・コモンズ、自習室も整備済みであり、学生の学習環境も十分に整備している。

### 【資料17】大学院研究室の見取り図

## 3) 図書等の資料および図書館の整備計画

### ①図書館の整備状況

本学の図書館は、寝屋川キャンパスの本館と、枚方キャンパスの分館で構成している。各図書館は、ネットワークにより情報を共有し、学内外からの相互貸借の依頼・受付を可能としている。本研究科が主に利用する枚方キャンパス分館は、枚方キャンパスの2号館（1・2階）に設置しており、2階は学術雑誌、普通図書・参考書コーナー、閲覧室、視聴覚コーナー等が、1階は保存書庫があり、バックナンバーの図書資料を配架している。図書館の開館時間は9時から19時である。

図書館枚方分館（延床面積1,608㎡）は、閲覧室および普通図書・参考図書コーナーの閲覧座席数の合計281席を備え、蔵書数は85,906冊、学術雑誌は841種（ともに令和6年3月31日現在）であり、各専門分野を体系的に網羅する内容で整備している。これらは館内にある蔵書検索用端末で検索することができる。また、インターネットを通じて電子ジャーナルやデータベースの利用ができるようになっている。

枚方キャンパスと寝屋川キャンパスを合わせた、本学（大学院）の図書館全体の総蔵書数は554,508冊（内国書359,928冊、外国書194,580冊）（令和6年3月31日現在）である。学術雑誌は4,190種（内国雑誌1,538種、外国雑誌2,652種、電子ジャーナル150種を含む）を所蔵している。そのうち、本研究科に関連する看護学系の図書について、大学全体の現在の蔵書数は、図書27,605冊（内国書：24,887冊、外国書：2,718冊、電子図書168冊を含む）、学術雑誌356種（内国雑誌143種、外国雑誌213種、電子ジャーナル6種を含む）【資料18】であり、上記の蔵書に加え、毎年度の定期的な図書の整備も行っている。

データベースは、既に「ナーシングチャンネル」「ナーシング・スキル・ジャパン」「メディカル・オンライン」「日経テレコン21」「朝日新聞クロスサーチ」「ヨミダス」「ジャパナレッジ Lib」等32種を導入している。また、リンクリゾルバにより、文献情報へのナビゲートも提供している。

### 【資料18】整備する主な学術雑誌一覧

## ②他の大学図書館との協力体制

本法人は、本学のほか、大阪工業大学、広島国際大学を設置している。本学図書館（寝屋川本館・枚方分館）と、大阪工業大学図書館（大宮本館・枚方分館）、広島国際大学図書館（東広島キャンパス本館・呉キャンパス分館）は、学园内ネットワークを通じて、同一図書館内システムで情報を共有し、円滑に相互利用が可能となっている。

本学図書館は、平成4（1992）年4月から国立情報学研究所（参加当時は学術情報センター）の ILL システム（NACSIS-ILL）に参加し、全国の大学図書館、国立国会図書館、各研究機関等と相互利用を行っている。書誌情報作成についても、NACSIS-CATに参加し、相互利用業務における図書所蔵館検索時のデータ作成に協力している。また、本学図書館は、私立大学図書館協会に加盟しており、他大学図書館との情報交換等により、新たな情報を得て図書館運営に活かしている。

## 1 1. 管理運営

### 1) 研究科の組織体系と管理運営体制

本大学院は現在、薬学研究科（博士課程）、理工学研究科（博士課程）、経済経営学研究科（修士課程）、法学研究科（修士課程）、国際言語文化研究科（修士課程）、看護学研究科（修士課程）、農学研究科（博士課程）の7研究科を設置している。その運営を掌る会議として、全学に共通する重要事項を審議する「摂南大学大学・大学院運営会議」、各研究科の運営について審議する各研究科の「研究科委員会」を設けている。今般設置する博士後期課程においては、既設の「摂南大学大学院看護学研究科委員会」がその役割を担うこととなる。

本大学院における各会議の審議事項等は以下の通りである。

#### (1) 大学・大学院運営会議

「摂南大学大学院学則」第10条に基づき、大学の重要事項を審議するため、全学組織として「摂南大学大学・大学院運営会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は夏期休業期間中の8月を除き、原則、毎月開催している。

#### 【組織（学則第6条、大学・大学院運営会議規定第2条）】

大学・大学院運営会議は、次の者をもって組織する。

イ 学長

ロ 副学長、全学教育機構長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、情報メディアセンター長、枚方キャンパス事務室長、入試部長および就職部長

#### 【審議事項（大学・大学院運営会議規定第3条）】

大学・大学院運営会議は、次の事項を審議する。

イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること

ロ 学生の入学ならびに卒業および課程修了にかかる基本方針に関すること

ハ 年間行事予定および教育課程の編成にかかる基本方針に関すること

ニ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること

ホ 教員の留学に関すること

ヘ 名誉教授の称号授与等に関すること

ト 学長が諮問した事項に関すること

チ その他管理運営上の重要な事項に関すること

#### 【報告事項（大学・大学院運営会議規定第4条）】

大学・大学院運営会議には、大学および大学院にかかる次の事項を報告するものとする。

イ 理事会決定事項に関すること

ロ 学長が大学・大学院運営会議への報告を必要と認めた事項に関すること

## (2) 研究科委員会

「摂南大学大学院学則」第12条に基づき、各研究科に関する重要な事項を審議する組織として、各研究科に「摂南大学大学院研究科委員会」を設置している。本会議は、研究科ごとに当該研究科長が招集し議長となる。本会議は、各研究科とも夏期休業期間中の8月を除き、原則、毎月開催している。

## (3) 看護学研究科委員会

本研究科に関する重要な事項を審議する組織として、「看護学研究科委員会」を設けている。

### 【組織（看護学研究科委員会規定第2条）】

委員会は、次の者をもって組織する。

イ 看護学研究科長（以下「研究科長」という）

ロ 看護学研究科指導教授

ハ その他研究科長が指名した者

2 博士前期課程担当教員の資格審査および修士学位授与の決定のための研究科委員会はつぎの者をもって構成する。

イ 研究科長

ロ 看護学研究科博士前期課程指導教授

3 博士後期課程担当教員の資格審査および博士学位授与の決定のための研究科委員会はつぎの者をもって構成する。

イ 研究科長

ロ 看護学研究科博士後期課程指導教授

4 第1項ハ号の委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 【審議事項（看護学研究科委員会規定第3条）】

委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

イ 学生の入学および課程の修了に関する事

ロ 学位の授与に関する事

ハ 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要と学長が定めるもの

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

#### 【報告事項（看護学研究科委員会規定第4条）】

研究科長は、委員会に組織規定第72条第1項に定める大学・大学院運営会議および各委員会で審議された、看護学研究科に関する事項を報告するものとする。

#### （４）委員会

「摂南大学学則」第8条に基づき、本学の重要な事項を審議する組織として、次の委員会を置く。

##### イ 評価委員会

自己点検・評価および第三者評価に必要な教育研究目標の設定、教育研究活動の改善、将来計画の策定その他重要な事項を審議する。

##### ロ 教員選考・活動評価委員会

教員の採用および昇任の資格審査、研修ならびに教員活動評価に関する事項を審議する。

##### ハ 入試委員会

学長の諮問に応じて各学部の入学者選抜についての企画調整、合否判定その他重要な事項を審議する。

##### ニ 教務委員会

学長の諮問に応じて教務に関する重要な事項の審議および教務に関する各学部間の連絡調整を行う。

##### ホ FD 推進委員会

評価委員会、教務委員会およびその他委員会等と連携を図り、FD および本学の授業内容と授業方法の改善に関する事項を審議する。

##### ヘ 学生委員会

学長の諮問に応じて学生の厚生補導、表彰、懲戒その他重要な事項の審議およびそれらに関する各学部間の連絡調整を行う。

##### ト 図書館運営委員会

学長の諮問に応じて図書館の運営に関し必要な事項を審議する。

##### チ 就職委員会

学長の諮問に応じて就職に関する重要な事項の審議および就職に関する各学部間の連絡調整を行う。

##### リ 情報メディアセンター運営委員会

学長の諮問に応じて情報メディアセンターの運営に関し必要な事項を審議する。

##### ヌ 人権侵害防止委員会

本学における人権侵害の防止に関し必要な事項を審議する。

##### ル 個人情報保護委員会

本学における個人情報の保護に関し必要な事項を審議する。

## **2) 研究科における教育・管理運営体制**

### **(1) 研究科長の選出ならびに掌理内容**

研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて本学大学院の教学運営業務を遂行し、研究科内の業務を掌理するとともに、研究科に所属する教員を指揮監督する。研究科長の任命は、研究科の教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。

### **(2) 管理運営体制の整備**

本研究科は、研究科長の管理運営の下に、本研究科の教育研究上の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。教学面は「摂南大学大学院学則」等に、教員人事等にかかる運営面は「摂南大学教員選考基準」【資料19】等に準拠しながら運営していく。予算については、収容定員に応じた必要経費を当該研究科に計上し、本研究科独自の教育研究における事業展開に対応した計画を策定・執行できるよう配慮する。

#### **【資料19】「摂南大学教員選考基準」**

## 12. 自己点検・評価

### 1) 実施方法

教育研究活動の活性化・質的向上やそれに伴う学生の学修成果の向上を図るため、「摂南大学評価委員会」（以下、評価委員会）を設置し、教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を実施し、内部質保証活動を推進している。

本学は、平成21（2009）年度、平成28（2016）年度および令和5（2023）年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

令和元（2019）年度に学位プログラムレベルのアセスメントプランを、令和3（2021）年度に全学レベルのアセスメントプランを策定した。令和3（2021）年度に、相互の学部を点検するピアレビュー形式で教学の自己点検・評価を実施した。また、同年には、全学部において、外部評価を実施し、多面的な評価を受けた。令和4（2022）年度に、全学部共通のディプロマ・ポリシー達成度のほか、大学院における修了認定基準（学位論文審査基準）とディプロマ・ポリシーの対応関係や修了認定基準（学位論文審査基準）をどのように厳正に適用しているかなどを確認した。令和5（2023）年度以降も、アセスメントプランの項目のなかから重要度が高い指標を複数抜粋して分析し、改善計画を策定するなど、アセスメントプランに基づいた内部質保証活動を評価委員会において推進している。

### 2) 実施体制

自己点検・評価活動の実施体制として、内部質保証の観点から先述の様々な活動の強化に対応するよう以下の通り整備している。

#### 【評価委員会】

平成16（2004）年に「摂南大学評価委員会」を学長の下に設置し、自己点検・評価および認証評価機関による第三者評価に関する次の事項を審議している。その上で、高度な教育研究を目指した自己点検・評価を実施していくことを目的に、平成20（2008）年4月から学長が指名した「リエゾンオフィサー」を中心に実施計画を策定している。各学部およびその他の部門が点検・検証を組織に行うとともに、実践的かつ効率的な実施が行える体制を図っている。

#### 【審議事項】

- イ 教育研究活動等の改善および将来計画の策定に関すること
- ロ 評価項目の策定に関すること
- ハ 評価の実施に関すること
- ニ 評価結果の活用に関すること
- ホ 評価に関する報告書の作成および公表に関すること
- ヘ その他評価に関する事項

本委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、情報メディアセンター長、枚方キャンパス事務室長、入試部長および就職部長で構成する。任期は学長、副学長を除き2年である。その他必要に応じて学長が任命した者を構成員に含めることができることとしている。

関連する組織として、平成27（2015）年度に IR センターを設置した。さらに昨今の重要性の高まりに鑑み、令和4（2022）年度にセンターの機能を最大限に発揮するため、全学の組織とした。同センターは、大学が保有する様々なデータを収集し、可視化されたデータとして集積するとともに、学内での意思決定や改善活動を実行、検証するための支援活動を行っている。

### 3) 結果の活用・公表

自己点検・評価の結果は、評価委員会を通じて学内での共有を図っている。学内教職員で大学の現状を共有し、よりよい自己点検・評価の実現を目指すため、実施体制と方法、対象項目、結果の活用等について定期的に見直し、改善方策を打ち出すとともに実行へとつなげる体制を構築し、継続的な教育・研究、大学運営の改善を図っている。

また、今後も自己点検・評価結果を本学ホームページ等に掲載することで、大学の現状を広く学外に公表し認識してもらうとともに、外部の意見も積極的に聴取する。

## 13. 情報の公表

### 1) 情報公表の理念

今日の大学に求められる役割は、人材の養成はもちろんのこと、教育研究活動の成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与することである。本学においても、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等を通じて社会に貢献していくことは、高等教育機関の重要な使命であると認識している。また、学校教育法には、「教育研究活動の状況を公表するものとする」と規定されている。この趣旨に基づき、本学では、教育研究活動やその成果を積極的に公表している。

### 2) 情報公表の具体的な手段

本学における主な情報公表の方法は、ホームページ上での公表を基本としているが、紙媒体の発行等、対象者に応じて情報を公表している。

#### (1) ホームページの開設

学内外からアクセスが可能なホームページを開設しており、在学生の閲覧はもちろんのこと受験生、卒業生、保護者、企業等の採用担当者、その他一般市民向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。学校教育法施行規則第172条の2で定められた内容を掲載しているホームページのアドレス等は以下の通りである。

ア 大学の教育研究上の目的および3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

[掲載場所]

- ・ホーム > 学部・大学院 > 教学関連 > 3つのポリシー  
<https://www.setsunan.ac.jp/faculty/teaching/policy/>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

[掲載場所]

- ・ホーム > 学部・大学院  
<https://www.setsunan.ac.jp/faculty/>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

[掲載場所]

- ・ホーム > 大学概要 > 情報公開 > 所属別教員数  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/02/>
- ・ホーム > 大学概要 > 大学紹介 > 研究者総覧  
<https://gyoseki.setsunan.ac.jp/search?m=home&l=ja>

エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

[掲載場所]

- ・ ホーム > 学部・大学院 > 教学関連 > 3つのポリシー  
<https://www.setsunan.ac.jp/faculty/teaching/policy/>
- ・ ホーム > 大学概要 > 情報公開 > 入学者数・入学者推移  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/03/>
- ・ ホーム > 大学概要 > 情報公開 > 収容定員（大学院）[大学院学則第7条]  
[https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/files/gakusoku\\_daigakuin\\_202406.pdf#page=2](https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/files/gakusoku_daigakuin_202406.pdf#page=2)
- ・ ホーム > 大学概要 > 情報公開 > 収容定員充足率（大学院）  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/08/#anchor7>
- ・ ホーム > 大学概要 > 情報公開 > 大学院在学生数  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/08/shi>
- ・ ホーム > 大学概要 > 情報公開 > 大学院修了者数（学位授与数）  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/05/>
- ・ ホーム > 就職・キャリア > 就職実績  
<https://www.setsunan.ac.jp/career/results/>

オ 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること

- ・ ホーム > 在学生の方へ > シラバス（学内イントラネット）

カ 学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

[掲載場所]

- ・ ホーム > 大学概要 > 大学紹介 > 学則 > 摂南大学大学院学則  
[https://www.setsunan.ac.jp/about/introduction/school-rules/pdf/gakusoku\\_daigakuin\\_202406.pdf](https://www.setsunan.ac.jp/about/introduction/school-rules/pdf/gakusoku_daigakuin_202406.pdf)
- ・ ホーム > 在学生の方へ > シラバス（学内イントラネット）

キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

[掲載場所]

- ・ ホーム > 大学概要 > キャンパス・施設紹介  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/facility/>

ク 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

[掲載場所]

- ・ ホーム > 学生生活 > 学費・奨学金 > 学費  
<https://www.setsunan.ac.jp/campus-life/fee/fee/>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

[掲載場所]

- ・ ホーム > 学部・大学院 > 全学教育機構 > ラーニングセンター  
<https://www.setsunan.ac.jp/faculty/edu-organization/learning-center/>
- ・ ホーム > 就職・キャリア > キャリア支援  
<https://www.setsunan.ac.jp/career/support/>
- ・ ホーム > 学生生活 > 健康管理 > 学生相談  
<https://www.setsunan.ac.jp/campus-life/health/consultation/>

## コ 学位論文審査基準

### [掲載場所]

- ・ ホーム > 学部・大学院 > 教学関連 > 3つのポリシー > 看護学研究科（修士課程）  
看護学専攻の教育研究上の目的と3つのポリシー

<https://www.setsunan.ac.jp/faculty/teaching/policy/gs-nursing/>

サ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

### [掲載場所]

- ・ ホーム > 学部・大学院 > 教学関連 > 3つのポリシー  
<https://www.setsunan.ac.jp/faculty/teaching/policy/>
- ・ ホーム > 大学概要 > 大学紹介 > 学則  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/introduction/school-rules/>
- ・ ホーム > 大学概要 > 設置認可・届出関係  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/approval/>
- ・ ホーム > 大学概要 > 点検・評価  
<https://www.setsunan.ac.jp/about/evaluation/>

このほか、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）において、各種情報を提供している。

(<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000525801000.html>)

## (2) 大学案内の発行

毎年度、紙媒体である大学案内を発行し、建学の精神、教育の理念、学部・学科および大学院研究科・専攻の概要、教育研究活動の特色やキャリア形成支援の体制、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、その他のトピックス等、大学に関する情報を詳細かつ体系的に公表している。大学案内のほか、入試ガイド、入試問題集等の刊行物を発行し、入学試験要項、前年度入学試験結果、進学相談会開催案内、入学手続案内等、入学のために必要な情報を逐次公表している。これらの情報の一部は、本学ホームページにも掲載している。

## (3) 学術機関リポジトリの設置

平成26（2014）年から「摂南大学学術機関リポジトリ」を設置し、本学で創造される研究・教育成果（博士学位論文、紀要等）を電子的な学術情報として保存・公開を行っている。

## (4) 広報誌の発行

本学園の学園広報誌「FLOW」を年4回発行している。同誌には、本学園の将来計画、

財務状況、設置各学校における教育研究活動のほか、学生生徒の諸活動等全般にわたる幅広い情報を掲載している。本誌は、在学生の保護者をはじめ、全国の主要大学、近隣の学校および官公庁、マスコミ各社等、広く関係各方面に送付するほか、適宜卒業生にも送付する等、本学園の現状を伝えている。本誌は、法人のウェブサイトにも掲載している。

[掲載場所]

・ホーム > 学園広報誌「FLOW」

<https://www.josho.ac.jp/flow/>

### (5) 学生への成績評価情報の公表

学生に対する成績評価基準を、毎年度シラバスによって学生に周知している。今般設置する看護学研究科博士後期課程においても同様に提示し、学生の資質向上に資するための情報公表を積極的に進めていく。

### 3) 今後の計画

令和6（2024）年9月30日に公布され、令和7（2025）年4月1日から施行の学校教育法施行規則に定める公表すべき教育研究活動等の状況についての情報はもちろんのこと、本学の社会貢献活動や自己点検・評価結果等についても、ホームページ等の媒体を活用して、在学生、教職員はもとより、社会に対して随時情報を公表すべく整備している。今般の看護学研究科の「課程変更認可申請書」等についても、ホームページに掲載する予定である。

## 1 4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### 1) 大学全体における FD 活動への取り組み

本学では平成14（2002）年度に、教員の教育活動の質的向上・能力開発（FD）に関して恒常的に検討を行い、学部・大学院の授業内容と授業方法の改善を図ることを目的に、全学組織として「摂南大学 FD 推進委員会」（以下、FD 推進委員会）を設置した。同じく全学組織である「摂南大学評価委員会」（以下、評価委員会）、「摂南大学教務委員会」（以下、教務委員会）と連携を図りながら各学部・研究科と連絡調整し、FD 活動を進めている。

#### （1）FD 推進委員会

FD 推進委員会の目的は、「本学の教育改革、教育の質向上の一環として、FD 活動を積極的に推進する」ことであり、既設の全学的組織や評価委員会、教務委員会、あるいは各学部・研究科の FD 推進委員会等との連携を図りながら主に次の活動を行う。

- ① FD 活動の基本方針の策定
- ② FD ニュースの発行
- ③ 教授法向上および改善のための検討・立案・実施
- ④ 各学部および各研究科が行う FD 活動の支援
- ⑤ FD 活動の推進・啓発を目的とした講演会および教職員の研修実施
- ⑥ 学生が積極的かつ主体的に FD 活動へ参加できる体制を整備

#### （2）教員対象の研修会の実施

教員の教育力向上のため、平成14（2002）年度から継続的に全学的な FD フォーラムを開催している。近年は「学習・教育に関する達成目標の設定とその評価方法」「ICT ツールを用いたハイブリッド授業の事例」「デジタル時代下の大学教育質保証システム」「大学教育におけるパフォーマンス評価の可能性」等のテーマで研修会や講演会を開催している。

#### （3）学生による授業評価の実施

平成14（2002）年度から「学生による授業アンケート」を前期および後期にそれぞれ実施している。本アンケートは、無記名にて Web で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックしており、各教員はそれらを自己分析し、授業運営に反映することとしている。また、教員自らのコメントを付したアンケート結果を学生向けに本学ポータルサイトにより公表している。

#### （4）新たな教育環境の整備

新たな教育環境として、最新の機材を用いた AV 設備やアクティブ・ラーニング型授業の運営が容易になる可動式の什器を配置した教室の整備を進めている。また、寝屋川校地と枚方校地を含む最大6教室を結び、インタラクティブな授業運営が可能となる遠隔講義

システムを導入したほか、令和3（2021）年度には寝屋川校地の42教室において、より充実したハイフレックス授業が可能となる設備を導入した。

#### **（5）教員活動評価制度の導入**

本学の教員に期待する活動を明示し、個々の教員の活動記録を明らかにすることを目的に、平成21（2009）年度の教育研究業績から教員活動評価制度を導入している。これにより、教員が自己の活動を点検し、自己評価することでその活性化に役立てるとともに、自己の活動と改善の向上に努めることを促進する。また、評価の結果を大学が総合的に分析し、もって本学および各学部・研究科の教育・研究、大学運営、社会貢献の改善を図ることで、全学的な教員の資質の維持・向上に役立てる。

#### **（6）「全学情報共有会」の実施**

本学の全教職員を対象に、「全学情報共有会」を平成26（2014）年から実施している。年を追うごとに発信する内容は多種多様、多岐にわたり、現在、年3回開催し、FD およびSD 活動に位置付けている。本学が取り組む各種推進事業ならびに業務等について、教職員が共有する場を通じて各取り組みの理解・浸透を図るとともに、全教職員の意識と推進力向上に資する機会とすることを目的としている。発信内容は、学長方針や大学の将来構想、各種推進事業に関する事項をはじめ、学部学科での教育研究活動内容、各部門・部署・委員会・プロジェクト・ワーキングチームでの取り組み・諸活動の報告、教育の質保証、自己点検・評価活動の報告、入試結果、就職状況、学生による課外活動、学園の財務状況等多岐にわたる。教育研究から管理運営に関する全学的な情報の共有を通して、大学運営における教職協働と組織の連帯感の向上に供している。

#### **（7）SD 活動への取り組み**

教職員として必要な知識・技能の習得ならびにその能力・資質の向上に組織的に取り組むことを目的に、本学主催の各種研修を計画等しているほか、学外の各種団体が主催する研修についても、SD 活動の目的に沿う内容であれば積極的に参加を促している。

#### **2）看護学研究科での FD 活動への取り組み**

看護学研究科では、既存の「看護学部 FD 委員会」における看護学部の FD 活動をベースとして、全学の FD 推進委員会と連携しながら、FD 活動（看護研究方法に関する研修、授業アンケート、教員相互の授業参観、FD フォーラムの実施等）を展開していく。

以上

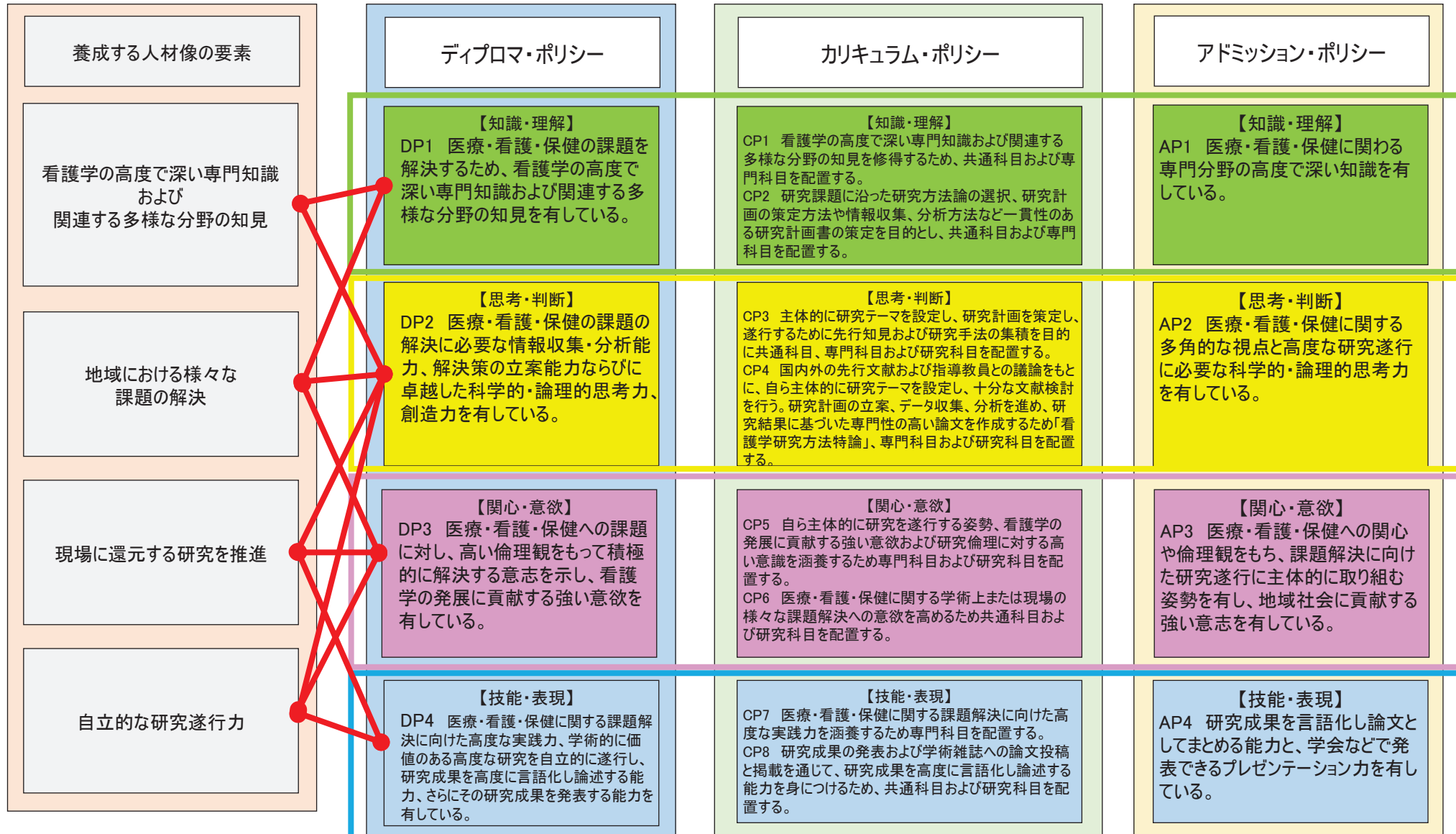
## 設置の趣旨等を記載した書類

### 資料目次

【資料 1】 養成する人材像と 3 ポリシーの関係図 (D)	P 2
【資料 2】 教育課程とディプロマ・ポリシーの相関表 (D)	P 3
【資料 3】 カリキュラムマップと CP・DP の相関図(D)	P 4
【資料 4】 カリキュラムマップ・履修モデル(D)	P 5
【資料 5】 研究指導・審査スケジュール (D)	P 8
【資料 6】 摂南大学大学院 看護学研究科 博士論文の審査に関する申し合わせ	P 9
【資料 7】 学校法人常翔学園学術研究倫理憲章	P 14
【資料 8】 学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン	P 15
【資料 9】 摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定	P 18
【資料 10】 摂南大学研究倫理委員会規定	P 31
【資料 11】 摂南大学人を対象とする研究に関する倫理規定	P 34
【資料 12】 摂南大学大学院長期履修学生規定	P 41
【資料 13】 アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の関連図	P 44
【資料 14】 学校法人常翔学園就業規則	P 45
【資料 15】 特任教員規定	P 59
【資料 16】 授業時間割(前期、後期)	P 65
【資料 17】 大学院研究室	P 67
【資料 18】 整備する主な学術雑誌一覧	P 68
【資料 19】 摂南大学教員選考基準	P 69

# 【資料1】看護学研究科 看護学専攻(D)の養成する人材像と3ポリシーの関係図

【博士後期課程 養成人材像】看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を養い、地域における様々な課題を解決すべく、現場に還元する研究を推進できる研究者、および自立的な研究遂行力をもち次世代の医療や看護にかかわる専門職業人を育成する教育者、地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉機関・施設の管理者を養成する。



【資料2】看護学研究科 看護学専攻（D） 教育課程とディプロマ・ポリシーの相関表

		D ディプロマ・ポリシー			
		DP1	DP2	DP3	DP4
		知識・理解	思考・判断	関心・意欲	技能・表現
●必修科目 ◇選択必修科目（専攻する領域において必修）		医療・看護・保健の課題を解決するため、看護学の高度で深い専門知識および関連する多様な分野の知見を有している。	医療・看護・保健の課題の解決に必要な情報収集・分析能力、解決策の立案能力ならびに卓越した科学的・論理的思考力、創造力を有している。	医療・看護・保健への課題に対し、高い倫理観をもって積極的に解決する意志を示し、看護学の発展に貢献する強い意欲を有している。	医療・看護・保健に関する課題解決に向けた高度な実践力、学術的に価値のある高度な研究を自立的に遂行し、研究成果を高度に言語化し論述する能力、さらにその研究成果を発表する能力を有している。
共通科目	●看護学研究方法特論	○	◎	○	◎
	●看護実践応用特論	◎	○	◎	
専門科目	◇基盤・療養支援看護学特論	◎	◎	◎	◎
	◇基盤・療養支援看護学演習	◎	◎	◎	◎
	◇地域・次世代発達支援看護学特論	◎	◎	◎	◎
	◇地域・次世代発達支援看護学演習	◎	◎	◎	◎
研究科目	●特別研究		◎	◎	◎

◎：DPの能力育成に関連が強い科目 ○：DP能力関連科目



【資料4-1】看護学研究科 看護学専攻（D） カリキュラムマップ

●=必修科目	1年				2年				3年			
	前期		後期		前期		後期		前期		後期	
共通科目	●看護学研究方法特論	2										
			●看護実践応用特論	1								
専門科目 ・ 研究科目	基盤・療養支援看護学特論	2	基盤・療養支援看護学演習	2								
	地域・次世代発達支援看護学特論	2	地域・次世代発達支援看護学演習	2								
	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	12

【資料4-2】看護学研究科 看護学専攻（D） 履修モデル①（基盤・療養支援看護学領域）

●=必修科目	1年			2年			3年		
	前期	後期		前期	後期		前期	後期	
共通科目	●看護学研究方法特論	2							
		●看護実践応用特論	1						
専門科目 ・ 研究科目	基盤・療養支援看護学特論	2	基盤・療養支援看護学演習	2					
	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究
修得単位数		4		3					12
	19								

【資料4-3】看護学研究科 看護学専攻（D） 履修モデル②（地域・次世代発達支援看護学領域）

●=必修科目	1年			2年			3年		
	前期	後期		前期	後期		前期	後期	
共通科目	●看護学研究方法特論	2							
		●看護実践応用特論	1						
専門科目 ・ 研究科目									
	地域・次世代発達支援看護学特論	2	地域・次世代発達支援看護学演習	2					
	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究	-	●特別研究
修得単位数		4		3					12
	19								

## 研究指導・審査スケジュール【看護学研究科 看護学専攻 (D)】

## ■博士後期課程

年次	時期	内容	詳細
1 年 次	4月上旬	入学式	
		履修説明会	博士後期課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明・指導 3ポリシー、履修モデル等の説明
		研究指導教員の決定	研究指導教員1名と副研究指導教員1名を決定
		履修登録	研究指導教員との履修計画の相談
		研究指導体制の確立	履修指導計画の策定
	5月中旬	研究計画（予備研究）の作成	研究題目の確定、研究方法・手順の策定
	2月中旬	1年間の総括	研究進捗の確認・総括
2 年 次	4月上旬	履修登録	研究指導教員との履修計画の相談
		研究計画の修正	研究題目・方法・手順の修正
	6月上旬	博士論文中間発表①	研究計画の発表 発表後の助言、指導を受けて研究計画書（本研究）の修正
	7月中旬	研究倫理審査	「人を対象とする研究倫理審査」を受審、承認後研究開始
	2月中旬	1年間の総括	研究進捗の確認・総括
3 年 次	4月上旬	履修登録	研究指導教員との履修計画の相談
	8月上旬	博士論文中間発表②	博士論文作成に向けた方針の確定
	1月上旬	博士論文審査願の提出	審査会に向けた助言・指導
	1月中旬	博士論文審査委員選出 論文審査の開始の可否判定	
	2月上旬	博士論文発表会	
	2月中旬	博士論文審査・最終試験	研究科委員会にて博士後期課程修了の可否判定
	3月下旬	学位記授与式	

## 摂南大学大学院 看護学研究科 博士論文の審査に関する申し合わせ

### 第1章【目的】

#### 第1条（目的）

摂南大学学位規定（以下「規定」という）第26条に拠り、看護学研究科における博士論文に係る提出時期および審査ならびに試験等学位審査に関し必要な事項を申し合わせる。

### 第2章【課程博士】

#### 第2条（博士論文審査申請の要件）

規定第6条により、本研究科の博士課程の学生が博士論文（以下「論文」という）の審査を申請しようとするときは、次の要件を充足していなければならない。

- (1) 指導教員の承認を得ていること。
- (2) 論文は日本語または英語であること。
- (3) 主論文1論文（筆頭者で在学中のもの）、副論文1論文（主論文に関するものであり、博士課程入学後に作成し、単著または筆頭著者であること）については、学会誌が受理したことを条件とし、予備審査は行わない。ただし、
  - (イ) 審査（査読）のある機関に受理されたもの（未出版のものを含む）であること。
  - (ロ) 主論文は原著論文とする。
  - (ハ) つぎの事項のいずれかが確認できること。
    - a. 雑誌の発行元が日本学術会議協力学術研究団体あるいはそれに準ずる団体であること。なお、日本学術会議協力学術研究団体に準ずる団体の基準は、研究旅費支給基準に従うものとする。
    - b. 海外雑誌の場合は、Impact Factor または Cite Score がある雑誌であること。
- (ニ) 共著の場合は、共著者の同意があること。

#### 第3条（論文審査の申請）

- (1) 第2条に定められた要件を充足したものは、規定第6条に拠る「博士論文審査の申請」をすることができる。ただし、規定第6条第1項の所定の書類を研究科長に提出しなければならない。
- (2) 博士論文審査の申請期限は、1月5日～1月10日の間の日とし、看護学研究科・看護学部予定表に記載する。

#### 第4条（論文審査開始の可否判定）

- （1）研究科長は、博士論文審査開始の要件を充足しているかを精査し、充足している場合は、看護学研究科委員会（以下「委員会」という）を速やかに開催するものとする。
- （2）委員会は、第3条により提出された「論文要旨」をもとに、指導教員に出席を求め、研究内容の説明を聴いた後、論文審査開始の可否を判定する。
- （3）委員会は、第2項の論文審査開始の可否の判定にあたり、本研究科委員以外の専門家の意見を聴くことができる。
- （4）委員会は、論文審査開始を「可」とした場合、ただちに審査委員（主査1名、副査2名）を無記名投票により選出する。
- （5）委員会は、論文審査開始を「可」とした場合、申請者による「論文発表会」および審査に関する日程を定める。
- （6）論文発表会は、公開とし、2月上旬に開催するものとする。

#### 第5条（論文審査および最終試験）

審査委員は、第3条第2項の論文審査の申請後2か月以内に論文の審査および最終試験を終え、ディプロマポリシーを満たしているか審査を行い、規定第11条に定める報告書を研究科長に速やかに提出するものとする。なお、博士論文の差し替え期限は、博士論文審査結果報告期限までとする。

#### 第6条（学位授与の判定）

委員会は、第5条の報告書に基づき審議の後、無記名投票（研究科長および指導教員を除く）により課程修了（学位授与）の可否を判定する。

### 第3章【論文提出による博士】

#### 第7条（学位請求の要件）

規定第14条により「論文提出による博士の学位請求の申請」（以下、「学位請求の申請」という）をしようとする者は、次の要件を充足していなければならない。ただし、これと同等以上の業績（著書等）があると研究科委員会が認めた場合は、この限りではない。

- （1）本大学院に紹介教授（研究科委員会委員）を求め、その承認を得ていること。
- （2）論文は日本語または英語であること。
- （3）研究に関する原著論文が3編以上あること。ただし、
  - （イ）いずれも審査（査読）のある機関に受理されたもの（未出版のものを含む）であること。
  - （ロ）1編は、英文であることが望ましい。
  - （ハ）単著または筆頭著者であること。

- (ニ) 原則 5 年以内に受理されたものであること。
- (ホ) 共著の場合は、共著者の同意があること。
  - ・共著者が改姓した場合、本人であることを紹介教授が確認すること。
- (ヘ) つぎの事項のいずれかが確認できること。
  - a. 原著論文が Scopus に掲載されていること。
  - b. 上記 a に該当しない場合には、Impact Factor または Cite Score があること。
  - c. 日本語論文で、上記 a および b に該当しない場合には、雑誌の発行元が日本学術会議協力学術研究団体あるいはそれに準ずる団体であること。なお、日本学術会議協力学術研究団体に準ずる団体の基準は、研究旅費支給基準に従うものとする。
- (4) 大学、研究機関における研究歴が下表のいずれかを充足していること。

修士以上の学位を有する者	5 年以上
4 年制学部を卒業した者	8 年以上
その他	15 年以上

- (5) 本研究科が実施する学力試験（英語）に合格していること。  
ただし、修士以上の学位を有する者は免除する。

#### 第 8 条（学位請求予備審査の申請および発表会の開催）

- (1) 学位請求の申請をしようとする者は、紹介教授の承認を得た後、「学位請求予備審査申請書」（別記様式 1）に紹介教授の推薦書および紹介教授の承認を得た「論文要旨」（4,000 字以内）5 部ならびに「博士論文の原稿」1 部を添え、研究科長に提出しなければならない。  
また、つぎの書類も併せて研究科長に提出しなければならない。
  - (イ) 原著論文の別刷（原著論文が未出版の場合は、当該論文の原稿および受理証明書）各正本 1 部、副本 4 部
  - (ロ) 原著論文が共著の場合は、共著者の同意書 各 1 部
  - (ハ) 原著論文が日本語または英語以外の言語による場合は、日本語または英語いずれかによる訳文 各正本 1 部、副本 4 部
  - (ニ) 履歴書（任意の様式）各正本 1 部、副本 4 部
- (2) 学位請求予備審査申請書の提出期限は、5 月 1 日～5 月 10 日および 11 月 1 日～11 月 10 日の間の日とし、看護学研究科・看護学部予定表に記載する。
- (3) 研究科長は、申請書を受け付けた場合、大学院小委員会を開催し、第 7 条の要件が充足しているかを精査し、充足している場合は、申請者による「学位請求論文発表会」を開催する。なお、座長は研究科長が指名する。
- (4) 学位請求論文発表会は、公開とし、学位請求予備審査申請書提出後速やかに開催

するものとする。

#### 第9条（学位請求予備審査）

- （1）研究科長は、学位請求論文発表会終了後1週間以内に委員会を開催するものとする。
- （2）委員会は、論文審査開始の可否を無記名投票により判定する。
- （3）委員会は、論文審査開始の可否の判定にあたり、紹介教授に研究内容の説明を求める。また、委員会委員以外の専門家の意見を聴くことができる。
- （4）委員会は、論文審査開始を「可」とした場合、ただちに審査委員（主査1名、副査3名）を無記名により選出し、審査に関する日程を定める。

#### 第10条（学位請求の申請）

- （1）第9条の予備審査において「可」とされた者は、「論文提出による博士の学位請求の申請」をすることができる。ただし、規定第14条第1項の所定の書類を学長に提出しなければならない。
- （2）学位請求の申請は、第9条の論文審査開始の決定後3か月以内の本学が定める期間に行わなければならない。
- （3）第2項に定める期限内に学位請求を申請できなかった場合、改めて学位請求予備審査の申請をすることができる。

#### 第11条（論文審査および学力の確認）

- （1）審査委員は、学位請求の申請後2か月以内に論文の審査および論文に関する分野の学力の確認およびディプロマポリシーを満たしているか審査を行い、その報告書を研究科長に提出するものとする。なお、博士論文の差し替え期限は、博士論文審査結果報告期限までとする。
- （2）本大学院博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が退学後3年以内に博士論文を提出したときは、学力の確認を省略することができる。

#### 第12条（授与資格の認定）

- （1）研究科長は、審査委員の報告を受けた後、速やかに委員会を開催するものとする。
- （2）委員会は、第12条第1項の報告書に拠り、学位授与要件（授与資格）の有無について審議のうえ、無記名投票（研究科長および紹介教授を除く）より合否を判定する。

(付記)

本申し合わせは、2026年4月1日から施行する。

以上

## ○学校法人常翔学園学術研究倫理憲章

2014年3月13日

学園380

改正 2017年9月11日

学校法人常翔学園(以下「学園」という)は、教育基本法および学校教育法に基づき、学園の建学の精神である「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」に沿って、真理を探究し、水準の高い研究成果を生み出すことにより、新たな知を創造する学術研究の拠点としての使命を誠実に果たす。すなわち、学園の学術研究が、高い知性と豊かな情操を兼ね備えた現場で活躍できる専門職業人を育成し、社会からの信頼と負託を前提に成り立つことを真摯に受け止め、我が国の高等教育機関としてふさわしい責任意識をもってなされるべきであると考える。

したがって、学園は、学園において学術研究に携わるすべての者が遵守すべき具体的行動指針として学校法人常翔学園学術研究倫理憲章をここに定め、学園の学術研究に携わるすべての者は、この憲章を遵守することを誓約する。

- 1 学園は、学術研究を通じて、現代社会の諸問題に取り組み、それら諸問題の解決および新たな学術文化の振興に寄与する。
- 2 学園は、国内外関係諸法令および学内諸規定を遵守し、社会的な良識を以って学術研究を遂行する。
- 3 学園は、学術研究の公正性、透明性を重視し、その成果を中立性、客観性をもって適切に発信することにより、時代や社会の信頼に応える。
- 4 学園は、学術研究に係る研究費が多くの人々の期待と信頼の下に社会から負託されたものであることを認識し、学術研究資金の適切な管理および運用に努める。
- 5 学園は、学術研究に関与するすべての人々の尊厳を重んじ、個人情報保護に努める。また、動物愛護にも配慮する。
- 6 学園は、学術研究を遂行するにあたり、差別やハラスメント行為が生じることがないように努める。
- 7 学園は、研究倫理に関わる教育・研修、研究環境の改善・整備等に努め、社会からの信頼に応える環境づくりに努める。

## 付 則

この憲章は、2014年3月13日(2017年9月11日改正)から施行する。

## ○学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン

2014年3月13日

学園381

学校法人常翔学園(以下「学園」という)の研究者は、学問の自由の下に研究活動における自主性が尊重され、真理を探究する権利を有するとともに、研究活動とその成果が社会に与える影響の大きさから、研究活動には重い責任を自覚した高い倫理的規範が求められている。

学園は、設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「設置大学」という。)で学術研究活動に携わるすべての者が、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の精神に則って、設置大学における学術研究に対する信頼を高め、良心に従って誠実に行動することを目的として、学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドラインを定める。

なお、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。)別表に掲げる法律等の違反であって、研究活動に係る不正行為である場合においても本ガイドラインの対象とする。ただし、故意もしくは重大な過失によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には当たらないものとする。

## I 目的

本ガイドラインは、設置大学における学術研究の公正性、透明性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な学術研究倫理にかかる指針を定める。

## II 定義

本ガイドラインにおいては、用語をつぎのように定義する。

- 1 研究者とは、設置大学において研究活動を行う設置大学に所属する教員、技術職員、大学院生、学部学生など研究活動を行う者その他研究費または設置大学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者を対象とする。
- 2 研究とは、研究計画の立案、実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為と結果をさす。

## III 研究者の責務

## 1 学術研究における不正行為の防止

- イ 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、いかなる場合にも研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- ロ 研究者は、研究活動において、ねつ造、改ざん、盗用(著作権の侵害)などの不正行為を行わないとともに、研究成果が再現できるよう必要なデータや試資料等を適

- 切な期間保存し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。
- ハ 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の保存に関しては、紛失、遺漏、改ざん等を防ぐ適切な管理と処置を講じなければならない。
  - ニ 研究者は、人に関わる行動や心身に関わる個人の情報やデータ等の提供を受けて研究を行う場合には、インフォームド・コンセントの手続きをとり、提供者に対してその目的と方法をわかり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
  - ホ 研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究活動および研究者等の管理、配慮を行う。
  - ヘ 研究者は、不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努める。

## 2 研究成果の適切な発表、論文の著者について

- イ 研究者は、研究成果の公表について、存在しないデータを作成するねつ造、データを都合よく加工・変造する改ざん、他者の研究成果やデータを適切な引用なしで使用する盗用を行ってはならない。
- ロ 研究者は、研究成果の公表の基礎とした資料、情報、データ等は、適切な期間保存しなければならない。
- ハ 研究者は、学術論文等の発表に際しては、論文の著者について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。
- ニ 研究者は、学術論文等の発表に際しては、既に発表されている関連データの利用や著作権等について、先行研究を精査して、当該研究に寄与した先行研究は適切に引用しなければならない。

## 3 研究費の適正な使用

研究者は、研究費の使用にあたっては、研究費ごとに定められた条件および使用ルール、そして学園の関連規定を遵守し、研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正の未然の防止に努める。

## 4 研究等の契約の遵守

研究者は、研究、守秘義務や知的財産権に関する契約を締結する際は、学園が定める手続に則り行い、契約書に定められた内容を遵守する。

## 5 他者の業績評価

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、審査対象者に対して予断を持つことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行

う。

#### 6 生命倫理の尊重

研究者は、遺伝子組換え実験、動物実験および疫学実験等の研究について、生命倫理および動物愛護等の観点から、法令等を遵守する。

#### 7 差別やハラスメントの禁止

研究者は、研究活動のすべての過程において、各個人の人格と自由を尊重し、思想、信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。

#### 8 個人情報の保護

研究者は、研究のために収集した個人情報やデータは、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように十分に配慮して適切に取り扱わねばならない。

#### 9 利益相反の適正なマネジメント

研究者は、自らの研究活動において、個人および組織、あるいは異なる組織間の利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

### IV 学園、設置大学の責務

- 1 学園、設置大学は、研究者の研究倫理に係る意識を高め、さらに研究活動に係る法令等の違反を防止するため、必要な啓発および研修計画を策定し、実施する。
- 2 学園、設置大学は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱における不正行為を防止するため、研究活動および研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。
- 3 学園、設置大学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じるとともに、学内外への説明責任を果たす。
- 4 学園、設置大学は、研究活動について、不正な行為などを申立てた者が、将来にわたって不利益を被ることがないように十分な配慮を行う。
- 5 学園、設置大学は、前4項を実施するために、設置大学に研究倫理委員会を設ける。

### V ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、理事長が行う。

付 則

本ガイドラインは、2014年3月13日から施行する。

## ○摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定

2015年3月18日

学園387

改正 2021年12月8日

2023年3月17日

## (目的)

第1条 この規定は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)および「学校法人常翔学園学術研究倫理憲章」、「学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン」に基づき、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する摂南大学(以下「大学」という)において、研究活動に関わるすべての者が、研究活動に係る不正行為を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規定において用語をつぎのように定義する。

- イ 研究者とは、大学において研究活動を行う教員、研究職員、技術職員、大学院生、学部学生など研究活動を行う者のほか大学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。
- ロ 研究活動に係る特定不正行為および不適切な行為(以下、総称して「不正行為」という)とは、研究の立案、実施、成果の発表・評価にいたる全ての過程におけるつぎに掲げる行為およびそれらに助力する行為(つぎに掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害をすることも含む)をいう。ただし、故意、または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為にあたらぬ。
- a ねつ造(特定不正行為)とは、存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- b 改ざん(特定不正行為)とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- c 盗用(特定不正行為)とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく流用する行為
- d 同じ研究成果の重複発表(不適切な行為)とは、印刷物、電子出版物を問わず、原著性が要求されている場合に、既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為

- e 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ(不適切な行為)とは、研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、もしくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為
  - f その他、「学校法人常翔学園学術研究倫理憲章」、「学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン」、学園諸規定を含む関連法令等に反する行為
- ハ 研究倫理教育とは、大学が行う研究者等に求められる研究倫理規範の修得および研究倫理を向上させるための教育をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、大学全体を統括し、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為を防止する方策を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、次条に規定する統括管理責任者および研究倫理教育責任者が責任を持って不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究支援・社会連携センター長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正行為を防止する対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、大学全体の方策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第5条 本学に、各研究科・各学部等の研究活動における不正行為を防止する方策の実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、上長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、不正行為の防止を図るため、各研究科・各学部等内の研究活動に関わる研究者等に対し、つぎに掲げる取組みを実施し、必要と認める場合、研究者等に対して改善を求める他、必要な措置を講ずるものとする。

- イ 研究者等(学生を含む)に対する定期的な研究倫理教育の実施
- ロ 研究者等(学生を含む)に対する研究倫理に関する意識の向上
- ハ 実験・観察記録ノート等の記録媒体の作成(方法等を含む)と保管に関する事項
- ニ 実験試料・試薬の保存に関する事項

- ホ 論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化に関する事項
  - ヘ 研究活動における不正行為を防止する研究環境の整備に関する事項
  - ト 研究成果発表における適切な手続に関する事項
  - チ その他、研究活動に関して守るべき作法に関する事項
- (研究倫理教育副責任者)

第6条 本学に、必要に応じて研究倫理教育責任者を補佐し、日常的な管理・監督を行う者として、研究倫理教育副責任者を置く。

- 2 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者の指示の下、自己の管理監督または指導する部局等における対策に関し、実効的な実施を行い、日常的な取り組みを行う。
- (防止計画推進部署)

第7条 大学において不正防止計画の推進を担当する部署(以下「防止計画推進部署」という)を置く。

- 2 防止計画推進部署は、「研究支援・社会連携センター」をもって充てることとし、最高管理責任者の直属として設置する。
  - 3 防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも大学全体の具体的な対策(研究倫理教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (研究者の責務)

第8条 研究者は、研究活動における不正行為については、その行為者が責任を負うべきものであるため、つぎに掲げる事項を果たさなければならない。

- イ 研究活動における不正行為を行わないこと。
  - ロ 研究活動における不正行為に加担しないこと。
  - ハ 他の研究者に対して研究活動における不正行為をさせないこと。
- 2 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。
  - 3 研究者は、定期的に研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ、実験試料・試薬その他の研究記録等を適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。研究活動の記録の管理、保存等については、摂南大学研究記録管理規定に定める。
  - 4 第9条に定める研究倫理委員会において策定および実施する不正行為を防止する方策に基づき、不正の防止に努めること。
  - 5 研究者は、研究倫理教育責任者または研究倫理教育副責任者から不正行為を防止する方

策に関する指示または改善を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第9条 第1条に基づき、学長は、研究活動における不正行為の防止に関する方策を策定・実施するため、研究倫理委員会を設置する。研究倫理委員会について必要な事項は、摂南大学研究倫理委員会規定に定める。

(通報窓口)

第10条 研究活動における不正行為についての通報および通報の意思を明示しない相談を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という)を研究支援・社会連携センターに設置する。

2 通報窓口は、通報を受けたときは直ちに統括管理責任者を通じ、最高管理責任者に報告するものとする。

(通報の取扱い)

第11条 通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話および面談などの手段で、原則として自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、研究活動における不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名またはグループ名ならびに不正行為の内容および不正であるとする科学的な合理性のある理由等を可能な限り書面に明示して行わなければならない。

2 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取り扱うことができるものとする。

3 通報があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しない場合、統括管理責任者は該当する研究機関等に当該通報を回付する。また、告発があったが、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該通報について通知する。

4 書面による通報など、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合、統括管理責任者は通報者(匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は自らの氏名を明らかにして通報した者として取り扱う。)に、通報を受け付けたことを通知する。

5 通報の意思を明示しない相談について、統括管理責任者はその内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認する。これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、統括管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。

6 研究活動における不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという通報・相談について、統括管理責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、不正行為を行った疑いのある者(以下「調査対象者」という)に警

告を行う。

- 7 報道や学会、インターネット等(以下「報道等」という)により研究者の研究活動における不正行為に関する指摘がなされた場合は、匿名による通報があった場合に準じて取り扱う。
- 8 統括管理責任者は第3項から第6項の事項を行った場合、最高管理責任者および研究倫理委員会に報告するものとする。
- 9 通報事案に利害関係を有する者は、当該通報にかかる調査・事実確認に関与することができない。

(通報者および調査対象者の取扱い)

第12条 最高管理責任者は、通報者(前条第5項および6項における相談者を含む。)、調査対象者、通報内容および調査内容について、調査結果の公表まで通報者および調査対象者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査事案が漏えいした場合、通報者および調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者および調査対象者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対し、調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等があり得ることを学内外に周知する。

(予備調査および予備調査会の設置)

第13条 最高管理責任者は、研究者の研究活動における不正行為に係る情報を得た場合には、予備調査を行うため、統括管理責任者に命じ、予備調査会を設置する。

- 2 予備調査会の委員は、つぎに掲げる者とする。

イ 統括管理責任者

ロ 調査対象者の所属部署等の長

ハ 調査対象者の所属部署等から選出されたもの 若干名

- 3 予備調査会に委員長1人を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 予備調査会の委員は、通報者および調査対象者と直接の利害関係を有しない者で構成しなければならない。
- 5 委員長は、予備調査会を代表し、予備調査会の業務を統括する。
- 6 摂南大学研究倫理委員会規定第5条の規定は、予備調査会において準用する。

- 7 委員長は、速やかに委員の氏名および所属を最高管理責任者および研究倫理委員会に報告する。
- 8 予備調査は、通報された研究活動における不正行為が行われた可能性、通報の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、通報された事案に係る研究活動の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについて各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、または調査対象者が所属する部署等が定める保存期間を超えるか否かなど通報内容の合理性、調査可能性等について調査するものとする。
- 9 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 10 予備調査会は、速やかに調査を開始し、調査結果をまとめ、最高管理責任者および研究倫理委員会に報告する。
- 11 最高管理責任者は、必要に応じて予備調査の結果を研究倫理委員会に諮問し、通報がなされた事案が本格的な調査をすべきか否かを、通報を受けた日から起算して30日以内に決定するものとする。本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。
- 12 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。この場合、大学は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る資金配分機関等および通報者の求めに応じ開示するものとする。
- 13 予備調査会の解散時期は、最高管理責任者が決定する。

(本調査および本調査会の設置)

第14条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、統括管理責任者に命じ、本調査会を設置する。なお、本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始するものとする。

2 本調査会の委員は、次に掲げる者とする。

イ 統括管理責任者

ロ 調査対象者の所属部署等の長

ハ 調査対象者の所属部署等から選出された者 1名

ニ 最高管理責任者が、学外の有識者のうちから委員会の議を経て指名した者 3名

3 本調査会に委員長1人を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 本調査会の委員は、通報者および調査対象者と直接の利害関係を有しない者とし、かつ

第2項ニ号に定める委員は、本学園とも直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 5 委員長は、本調査会を代表し、本調査会の業務を統括する。
- 6 摂南大学研究倫理委員会規定第5条の規定は、本調査会において準用する。
- 7 委員長は、速やかに委員の氏名および所属を最高管理責任者および研究倫理委員会に報告する。
- 8 最高管理責任者は、通報者および調査対象者に本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。調査対象者が本学以外の研究機関等に所属している場合は、該当する研究機関等にも通知する。通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や調査対象者に通報者が特定されないよう配慮する。
- 9 最高管理責任者は、通報された事案の本調査を行うことを決定した場合は、当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に本調査を行う旨報告する。
- 10 最高管理責任者は、本調査会を設置した時は、調査委員の氏名や所属を通報者および調査対象者に通知する。これに対し、通報者および調査対象者は、通知を受けた日から起算して10日以内に最高管理責任者に異議申立をすることができる。異議申立があった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者および調査対象者に通知する。
- 11 本調査会の解散時期は、最高管理責任者が決定する。

(本調査会による調査の実施)

第15条 調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、調査対象者の弁明の聴取が行わなければならない。

- 2 通報された研究活動における不正行為が行われた可能性を調査するために、本調査会が再実験などにより再現性を示すことを調査対象者に求める場合、または調査対象者自らの意思によりそれを申し出て本調査会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会に関し合理的に必要と判断される範囲内においてこれを行うこととする。
- 3 調査の対象には、通報された事実に係る研究活動のほか、本調査会の判断により調査に関連した調査対象者の他の研究活動も含めることができる。

(証拠の保全措置)

第16条 最高管理責任者は、本調査を行うに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等の保全措置をとる。本学が調査機関となっていないと

きは、調査機関の要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

- 2 本学が、通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関でないときは、最高管理責任者は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前2項の措置に影響しない範囲内において、調査対象者の研究活動を制限しないこととする。

(本調査の中間報告)

第17条 最高管理責任者は、通報された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした資金配分機関等の求めに応じ、調査終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出することができる。

(研究または技術上の情報の保護)

第18条 最高管理責任者は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(認定)

第19条 本調査会は、本調査の開始後、150日以内に調査内容をまとめ、研究活動における不正行為が行われた否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割を認定する。

- 2 研究活動における不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報者が悪意に基づくものであることが判明したときは、本調査会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査対象者は、調査において通報に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 4 本調査会は、前項により調査対象者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究活動における不正行為か否かの認定を行う。なお、調査対象者の自認を唯一の証拠とし

て不正行為が行われたと認定することはできない。

- 5 研究活動における不正行為に関する証拠が提出された場合には、調査対象者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為が行われたと認定する。また、調査対象者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなど、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、正当な理由により上記の基本的な要素を十分に示すことができなかった場合はこの限りではない。
- 6 本調査会は、最高管理責任者および研究倫理委員会に認定の結果について報告することとする。
- 7 最高管理責任者は、必要に応じて認定の結果を研究倫理委員会に諮問することができる。  
(認定の通知)

第20条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者および調査対象者(調査対象者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。)に通知する。調査対象者が本学以外の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項に加えて、その事案に係る資金配分機関等および文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合、調査結果を速やかに通報者に通知する。通報者が本学以外の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(不服申立期間)

第21条 研究活動における不正行為が行われたと認定された調査対象者または通報が悪意に基づくものと認定された通報者(調査対象者の不服申立の審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、第19条第2項を準用する。)は、通知を受けた日から起算して10日以内に最高管理責任者に不服申立をすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

- 2 不服申立に係る審査は、本調査会が行う。その際、不服申立の趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、本調査会委員の交代もしくは追加、または本調査会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。ただし、当該不服申立について本調査会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

(調査対象者からの不服申立)

- 第22条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われたと認定された調査対象者(調査対象者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。)から不正行為の認定に係る不服申立があった場合は、研究倫理委員会、本調査会および通報者に通知する。また、最高管理責任者は、その事業に係る資金配分機関等および文部科学省に報告する。
- 2 本調査会は、前項の通知を受け、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、最高管理責任者へ報告する。
  - 3 最高管理責任者は、前項の報告を受け、不服申立に係る再調査開始の決定を行った場合には、研究倫理委員会、本調査会、調査対象者、通報者、資金配分機関等および文部科学省に通知する。
  - 4 最高管理責任者は、第2項の報告を受け、不服申立の却下を決定した場合には、研究倫理委員会、本調査会、調査対象者、通報者、資金配分機関等および文部科学省に通知する。
  - 5 本調査会は、第3項の通知を受け、調査対象者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。また、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。再調査を打ち切る場合には直ちに最高管理責任者に報告する。
  - 6 最高管理責任者は、前項の報告を受け再調査の打ち切りを決定した場合には、その旨を研究倫理委員会、本調査会、調査対象者、通報者、資金配分機関等および文部科学省に通知する。
  - 7 本調査会は、再調査の開始後、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、速やかに調査結果を最高管理責任者に報告する。
  - 8 最高管理責任者は、前項の報告を受け再調査の結果を研究倫理委員会、調査対象者、調査対象者が本学以外の研究機関に所属している場合はその所属機関、通報者、資金配分機関等および文部科学省に通知する。

(通報者からの不服申立)

- 第23条 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者(調査対象者の不服申立の審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)から不服申立があった場合は、研究倫理委員会、本調査会、通報者が本学以外の研究機関に所属している場合はその所属機関、調査対象者、資金配分機関等および文部科学省に通知する。
- 2 最高管理責任者は、不服申立に係る再調査開始または不服申立の却下を決定した場合には、研究倫理委員会、本調査会、通報者、通報者が本学以外の研究機関に所属している

場合はその所属機関、調査対象者、資金配分機関等および文部科学省に通知する。

3 本調査会は、再調査決定後、30日以内に再調査を行い、速やかに調査結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の報告を受け、再調査の結果を、研究倫理委員会、通報者、通報者が本学以外の研究機関に所属している場合はその所属機関、調査対象者、資金配分機関等および文部科学省に通知する。

(調査資料の提出等)

第24条 最高管理責任者は、資金配分機関等から当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査を求められた場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(研究費の返還・執行停止等)

第25条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究費については、不正行為の重大性、悪質性および不正行為の関与の度合に応じて全額または一部を返還させることができる。

2 最高管理責任者は、研究資金の交付中に研究活動における不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究費については、不正行為の重大性、悪質性および不正行為の関与の度合に応じて執行停止を命ずることができる。

(理事長への報告等)

第26条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為に係る審議の経過、調査結果、および決定事項等について、その内容を速やかに総務部長を経て、理事長に報告するものとする。

(調査結果の公表等)

第27条 最高管理責任者は、第19条第1項または第22条第7項の調査結果の報告において、研究活動における不正行為のうち、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、特段の事業がない限り、次の事項を公表しなければならない。

イ 特定不正行為に関与した者の氏名・所属

ロ 特定不正行為の内容

ハ 大学が公表までに行った措置の内容

ニ 調査委員の氏名・所属

ホ 調査の方法・手順

ヘ その他必要な事項

2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合(調査事案が報道された場合を含む)および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。この場合において、公表する内容は、特定不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことを含む)の他、必要な事項とする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報があったときは、前項の他、通報者の氏名および所属を公表する。

(通報者および調査対象者に対する措置)

第28条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者および関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、「学校法人常翔学園就業規則」など関係の規則の定めるところにより処分するとともに、不正行為が行われたと認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定され、通報者が本学の教職員等であった場合、通報者に対し、「学校法人常翔学園就業規則」など関係の規則の定めるところにより処分するものとする。

(名誉回復等)

第29条 最高管理責任者は、本調査の結果により、研究活動における不正行為がなかったと認定された場合には、調査対象者の名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第30条 最高管理責任者は、通報者に対して、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報を行ったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、調査対象者に対して、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、研究活動を部分的または全面的に禁止したり、不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、調査へ協力した者その他不正行為に関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(調査への協力)

第31条 通報者、調査対象者その他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(守秘義務と個人情報の保護)

第32条 研究活動における不正行為に起因する問題に対応するすべての者は、その任務の遂行上知り得た情報(個人情報も含む)を他に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務処理)

第33条 この規定に関する庶務は、研究支援・社会連携センターで取り扱う。

(規定の改廃)

第34条 この規定の改廃は、研究倫理委員会および大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2014年3月13日制定の摂南大学研究活動に係る不正防止に関する規定は廃止する。
- 3 この改正規定は、2023年4月1日から施行する。

○摂南大学研究倫理委員会規定

2015年3月18日

学園389

改正 2021年12月8日

(趣旨)

第1条 この規定は、摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定第12条および摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定第9条に定める研究倫理委員会(以下「委員会」という)について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、つぎの委員をもって構成する。

イ 学長

ロ 学部長のうち学長が指名する者 2名

ハ 研究支援・社会連携センター長

ニ 学長が指名する教職員 若干名

ホ 事務局長

ヘ 学外の法律もしくは会計の専門家または学術研究倫理に関する専門知識を有する者のうちから理事長が指名する者 若干名

なお、選出される者は、本学園と直接の利害関係を有しない者とする。

2 委員会に幹事を置き、研究支援・社会連携センター課長および会計課長をもって充てる。

(委員の任期)

第3条 前条第1項イ号からハ号およびホ号の委員の任期は、その在任期間中とする。

2 前条第1項ニ号およびヘ号の委員の任期は2年とし、重任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長およびその職務)

第4条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長は学長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長の意見を聴いて理事長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(委員会の責務および運営)

第5条 委員会はつぎに掲げる事項を掌る。

イ 研究費の不正使用防止に関する事項

- a 研究費の不正防止計画の策定および実施
- b 研究費の使用に係る研究者に対するルールの周知、研修、コンプライアンス教育等の企画および実施
- c 研究者の研究費の不正使用に係る調査の審理、裁定および執るべき措置の提案
- d その他研究費の不正使用防止を図るための必要な活動

ロ 研究活動における不正行為の防止に関する事項

- a 研究活動における不正行為の防止に関する方策の策定および実施
- b 公正な研究を実施するための研究者に対する研究倫理教育・当該教育に関する啓発等の企画および実施
- c 研究者の研究活動における不正行為に係る調査の審理、裁定および執るべき措置の提案
- d その他研究活動における不正行為の防止を図るための必要な活動

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、第1項イ号cまたは第1項ロ号cに規定する事項を審議するときは、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

4 当該研究費の不正使用または当該研究活動における不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正使用または当該不正行為の調査に関する全ての審議に加わることができない。

5 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

6 委員会における審議は、非公開とする。

7 委員会の議事録は、非公開とする。

(守秘義務と個人情報の保護)

第6条 委員会の職務および運営を行うすべての者は、その任務の遂行上知り得た情報(個人情報も含む)を他に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の審議に関する庶務について、「摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定」に係る事項は学長室会計課で取り扱い、「摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」に係る事項は研究支援・社会連携センターで取り扱う。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、委員会および大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年12月8日から施行し、2021年4月1日から適用する。

## ○摂南大学人を対象とする研究に関する倫理規定

2009年2月19日

学園378

改正 2023年3月17日

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規定は、人を対象とする研究に携わる摂南大学(以下「本学」という)の全ての関係者が、研究を進めるにあたり遵守すべき事項を定めることにより、人間の尊厳および人権を守り、研究の適正な推進を図ることを目的とする。

2 前項の研究を行うにあたっては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(最新の関係省庁告示に拠る)」(以下「倫理指針」という)に従うものとする。

## (定義)

第2条 この規定において「人を対象とする研究」とは、人または人由来の材料を対象とし、個人または集団から研究対象者の行動・心身等に関するデータ等を収集して行われる研究をいう。

2 この規定において「研究対象者」とは、研究を実施される者または研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者(いずれも死者を含む)をいう。

3 この規定において、「侵襲」とは、研究目的で行われる穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体または精神に傷害または負担が生じることをいう。侵襲のうち、研究対象者の身体および精神に生じる傷害および負担が小さいものを、「軽微な侵襲」という。

4 この規定において、「介入」とは、研究目的で人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無または程度を制御する行為をいう。

5 前4項のほか、この規定で使用する用語の定義は、倫理指針によるものとする。

6 倫理指針に定める研究機関の長は、理事長とし、その権限を学長に委任する。

## 第2章 学長および研究者の責務

## (研究者等の責務)

第3条 本学において、人を対象とする研究を行うにあたっては責任者(以下「研究責任者」という)を置くものとし、研究責任者およびその他、当該研究の実施に携わる関係者(以下「研究者等」という)は、研究対象者の生命、健康および人権(死者を含む)を尊重して、関係法令、指針ならびに本規定を遵守しなければならない。

- 2 研究責任者は、研究対象者に対する説明の内容、同意の確認方法、予測されるリスクへの対策、個人情報の保護、その他インフォームド・コンセントの手続に必要な事項等を研究計画書に記載しなければならない。
- 3 研究責任者は、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。
- 4 研究責任者は、研究を実施(研究計画を変更して実施する場合を含む)するにあたり、学長の許可を受けなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、研究者等に、研究対象者の生命、健康と人権を尊重して研究を実施することを周知徹底するなど、実施を許可した研究について、適正に実施されるよう必要な監督を行うものとする。

- 2 学長は、研究に関する倫理ならびに研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を研究者等が受けることを確保するための措置を講じなければならない。
- 3 学長は、保有する個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他保有する個人情報等の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### 第3章 人を対象とする研究倫理審査委員会

(委員会の設置)

第5条 本学に、人を対象とする研究に関し必要な事項の審査を行うため、摂南大学人を対象とする研究倫理審査委員会(以下「委員会」という)を置く。

- 2 委員会は、学長の諮問に応じ、人を対象とする研究の実施計画の倫理的妥当性等について審査する。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、つぎの各号に掲げる委員をもって構成する。

- イ 医学・医療の専門家等自然科学の有識者 若干名
- ロ 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者 若干名
- ハ 本学と利害関係を有しない立場にある者 若干名
- ニ その他必要に応じて学長が指名した者

- 2 前項の委員は、学外の者2名以上を含み、5名以上かつ男女両性で構成する。

(委員の委嘱および任期)

第7条 委員会の委員は、学長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長およびその職務)

第8条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から学長が任命し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、学長の指揮に従い、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(定足数および議決)

第9条 委員会は、第6条第1項に規定する委員が過半数かつ5人以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会は、第6条第1項イ号、ロ号およびハ号の委員が、それぞれ1人以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員全員の合意をもって決することを原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、出席委員の3分の2以上の議決をもってこれを決することができる。

(委員以外の出席)

第10条 委員長は、審査の必要に応じて、研究責任者、研究者等および有識者に出席を求め、説明および意見を求めることができる。

(小委員会)

第11条 委員長は、小委員会を設けることができる。

2 委員長は、小委員会の委員長および委員を指名する。ただし、必要に応じて委員以外の者を加えることができる。

3 小委員会では、委員会から付託された事項について審議する。

(委員の守秘義務)

第12条 委員会の委員は、その任期中または任期終了後を問わず、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏えいしてはならない。

(審議経過および結果の公開)

第13条 委員会の審査項目とその審査結果等は、公開しなければならない。ただし、被験者の人権および個人情報、研究の独創性および知的財産権を保護するために非公開とすることが必要な場合は、この限りでない。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、研究支援・社会連携センターで取り扱う。

#### 第4章 人を対象とする研究の申請、審査等

(人を対象とする研究の申請等)

第15条 本学において、人を対象とする研究を実施しようとするとき、または既に承認された当該研究の計画を変更しようとするときは、研究責任者は、別に定める人を対象とする研究倫理審査申請書兼研究計画書および人を対象とする研究に係る利益相反自己申告書を添えて、委員長が定める期日までに学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったとき、別に定める人を対象とする研究倫理委員会諮問書により、速やかに委員会に諮問しなければならない。

(人を対象とする研究の審査)

第16条 委員会は、学長から前条第2項の諮問を受けて、当該研究の実施の可否その他必要な事項を審査する。

2 前項の審査にあたって、審査対象となる研究計画に係る委員は、当該研究計画の審査に関与することはできない。

3 委員会は、人を対象とする研究に係る利益相反マネジメントが必要と判断した場合、人を対象とする研究倫理審査申請書兼研究計画書および人を対象とする研究に係る利益相反自己申告書の写しを添えて利益相反の評価を摂南大学利益相反マネジメント委員会へ要請するものとする。

4 委員長は、委員会の審査結果を、別に定める審査結果報告書により、学長に報告する。

5 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という)を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。ただし、治験を伴う場合はこの限りでない。

イ 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

ロ 研究計画書の軽微な変更に関する審査

ハ 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

ニ 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

(人を対象とする研究実施の可否)

第17条 学長は、委員会の意見を尊重し、人を対象とする研究の実施の可否その他の必要な事項を決定する。この場合において、委員会が当該研究を実施することが適当でない旨の意見を述べた当該研究については、その実施を許可しない。

2 学長は、前項の決定を、別に定める審査結果通知書により、研究責任者に通知する。  
(再審査)

第18条 人を対象とする研究実施に係る審査結果通知書を受け取った研究責任者が、決定内容に不服のある場合、または当該利益相反の是正および当該臨床研究の見直し等を行った場合、研究責任者は、再審査の申し出を学長に対して、書面により1回に限り行うことができる。

(勧告および中止命令)

第19条 委員会は、許可された人を対象とする研究に係る重大な倫理上の問題または重篤な有害事象があると判断した場合、必要に応じて研究責任者への当該研究の是正の勧告または中止を学長に具申することができる。

2 学長は、これを受けて当該人を対象とする研究の是正の勧告または中止を命令することができる。

(人を対象とする研究の中止、終了)

第20条 研究責任者は、人を対象とする研究を中止または終了した場合には、その旨を学長に報告しなければならない。

#### 第5章 個人情報保護、インフォームド・コンセントおよび危機管理

(個人情報の保護)

第21条 研究者等は、人を対象とする研究の実施にあたって、被験者等の個人情報(死者を含む)を適切に取り扱い、これを保護しなければならない。

(インフォームド・コンセント等)

第22条 研究者等は、人を対象とする研究の実施にあたって、研究対象者または代諾者等に対し、十分な理解が得られるよう、必要な事項を記載した文書の交付または電磁的方法によって説明を行い、自由意思による同意(インフォームド・コンセント)を得るものとする。

2 研究者等または既存試料・情報の提供を行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が研究を実施されることについて自らの意向を表すことができると判断されるときは、研究についての賛意(インフォームド・アセント)を得るよう努めなければならない。

3 前項にかかわらず、研究対象者が中学校等の課程を修了しているまたは16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される場合は、当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるものとする。

(有害事象等への対応)

第23条 研究責任者は、人を対象とする研究に関する重篤な有害事象および不都合等の発生を知ったときは、直ちに学部長を通じて学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告があったとき、その旨を委員会および関係者等に通知し、必要な処置を講じなければならない。

(利益相反の管理)

第24条 研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

2 研究責任者は、医薬品または医療機器の有効性または安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、研究計画書に記載しなければならない。

3 前項に該当する場合、研究者等は、利益相反に関する状況について、インフォームド・コンセント、インフォームド・アセントを受ける手続において研究対象者等に説明しなければならない。

## 第6章 雑則

(文書の保存年限)

第25条 審査に関係する書類の保存年限は、法令等に特別に定めがある場合を除き、文書取扱規定に基づくものとする。

2 保存年限は、当該人を対象とする研究が終了した日に属する年度終了の翌日から起算する。

3 保存年限を経過した書類でさらに保存が必要と委員会が認める書類は、保存年限を延長することができる。

(雑則)

第26条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行にあたって必要な事項は、学長が別に定める。

(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理

事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2023年4月1日から施行する。
- 3 この規定に定める様式については、委員会の議を経て、学長が定める。

○摂南大学大学院長期履修学生規定（案）

2024年12月9日

学園130

（趣旨）

第1条 この規定は、摂南大学大学院(以下「本大学院」という)学則第52条の2に定める長期履修学生について、必要な事項を定める。

（履修期間）

第2条 長期履修学生の履修期間は、修士課程および博士前期課程では3年または4年、博士課程および博士後期課程では4年、5年または6年の範囲で年単位とする。

（在学年数の制限）

第3条 長期履修学生の在学年数は、長期履修を適用せずに在学する期間を含め、本大学院学則第6条に規定する在学年数の制限を超えないものとする。ただし、休学期間は、在学年数に算入しない。

（資格）

第4条 長期履修学生は、職業を有している者またはその他やむを得ない事情により、本大学院学則第5条に定める標準修業年限で修学することが困難であると学長が認めた者に限るものとする。

2 長期履修学生を受け入れる本大学院の研究科および課程は、次のとおりとする。

イ 看護学研究科博士前期課程および博士後期課程

ロ 農学研究科博士前期課程および博士後期課程

（申請手続等）

第5条 長期履修学生となることを希望する者のうち、入学予定者は原則として出願時に、在学生(修士課程または博士前期課程1年次、博士課程または博士後期課程1・2年次)は、研究科長が定める日までに、『長期履修学生申請書』に基づき掲げるいずれかの書類を添えて、入学を予定するまたは所属する研究科事務室を経て学長に願い出なければならない。

イ 在職証明書または在職していることが確認できる書類

ロ 当該事実または事情を証する書類

ハ その他研究科長が必要と認める書類

2 履修期間の変更(延長・短縮)は、変更を希望する前年度の研究科長が定める期間に、1回

に限り申請することができる。

- 3 長期履修学生が、その適用を辞退する場合は、許可を受けようとする前年度の研究科長が定める日までに、『長期履修辞退申請書』に必要書類を添えて、所属する研究科事務室を経て学長に願い出なければならない。

(許可)

第6条 長期履修学生の許可は、前条の申請に基づき、当該研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(学費)

第7条 長期履修学生の学費は、別表のとおり定める。

- 2 学費の納入期限は、前期分は4月20日、後期分は10月5日とする。ただし、納入最終日が金融機関の休業日にあたる場合は、その営業日を納入期限とすることができる。
- 3 在学中に履修期間を変更(延長・短縮)した場合の学費は、履修期間の変更時から修了までに必要な学費を、当該変更時から修了までに必要な年数で分割した金額を納入しなければならない。ただし、分割した額に1万円未満の端数が生じた場合は、変更後の初回納入時にその額を上乗せして納入しなければならない。
- 4 許可された履修期間を超えて在学する場合の学費は、摂南大学大学院学費納入規定の別表に定める学費と同様とする。

(長期履修の許可の取消し)

第8条 長期履修学生が、長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと認められるときは、学長は、長期履修の許可を取り消すことができる。

(規定の準用)

第9条 長期履修学生に対しては、この規定に定めるほか、本大学院学則およびその他の規定を準用する。

(規定の改廃)

第10条 この規定の改廃は、各研究科委員会および大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2026年4月1日から施行する。
- 2 この規定に定める申請書の様式については、当該研究科長が別に定める。

別表(学費)

(1) 看護学研究科

(単位：円)

課程	入学金	区分	教育充実費	授業料					
			毎年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
博士前期課程 (3年)	150,000	前期	60,000	180,000	180,000	180,000	—	—	—
		後期	60,000	180,000	180,000	180,000	—	—	—
博士前期課程 (4年)	150,000	前期	60,000	135,000	135,000	135,000	135,000	—	—
		後期	60,000	135,000	135,000	135,000	135,000	—	—
博士後期課程 (4年)	220,000	前期	60,000	204,000	202,000	202,000	202,000	—	—
		後期	60,000	204,000	202,000	202,000	202,000	—	—
博士後期課程 (5年)	220,000	前期	60,000	162,000	162,000	162,000	162,000	162,000	—
		後期	60,000	162,000	162,000	162,000	162,000	162,000	—
博士後期課程 (6年)	220,000	前期	60,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
		後期	60,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000

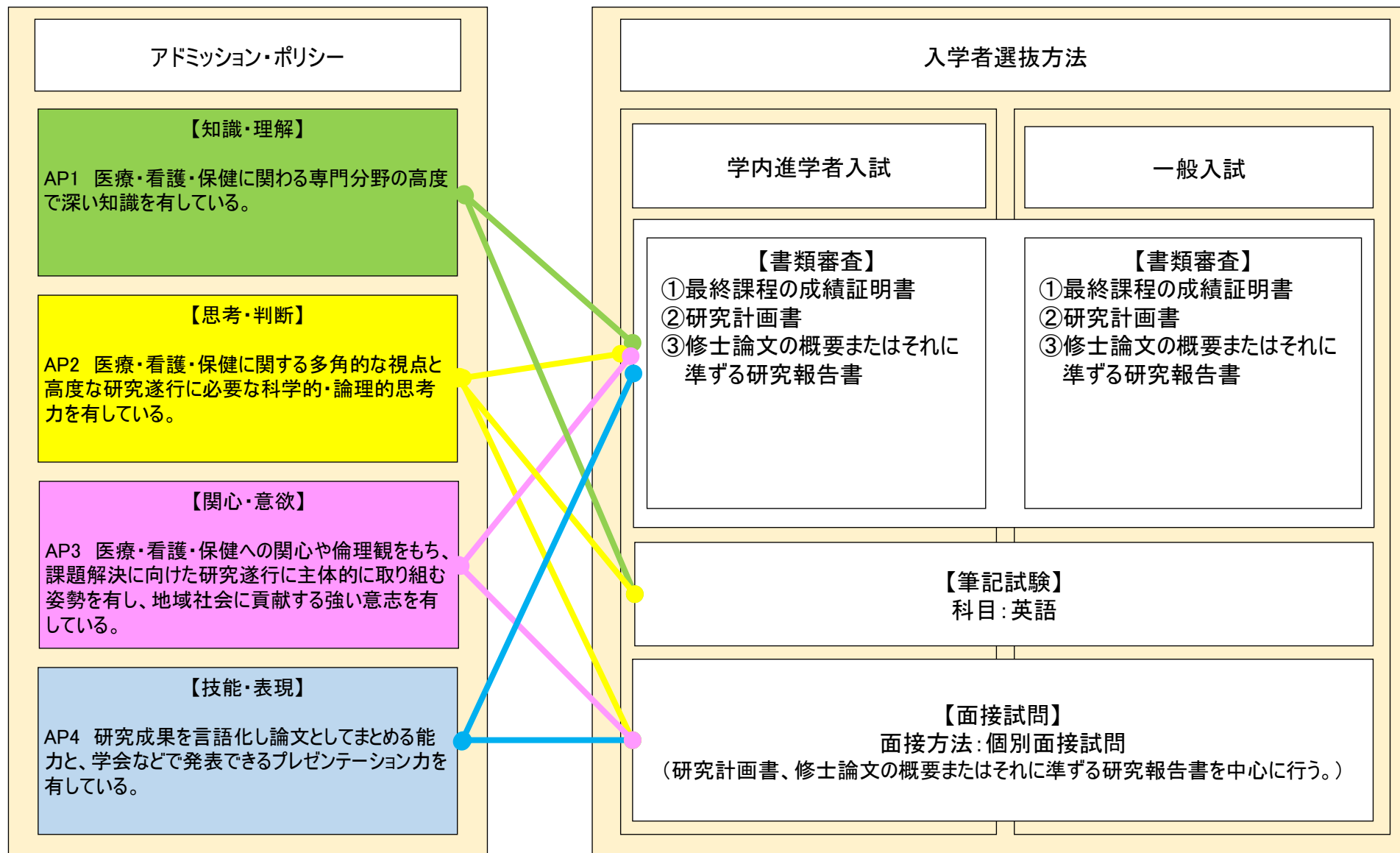
(2) 農学研究科

(単位：円)

課程	入学金	区分	教育充実費	授業料					
			毎年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
博士前期課程 (3年)	150,000	前期	60,000	280,000	275,000	275,000	—	—	—
		後期	60,000	280,000	275,000	275,000	—	—	—
博士前期課程 (4年)	150,000	前期	60,000	215,000	205,000	205,000	205,000	—	—
		後期	60,000	215,000	205,000	205,000	205,000	—	—
博士後期課程 (4年)	220,000	前期	60,000	300,000	290,000	290,000	290,000	—	—
		後期	60,000	300,000	290,000	290,000	290,000	—	—
博士後期課程 (5年)	220,000	前期	60,000	250,000	230,000	230,000	230,000	230,000	—
		後期	60,000	250,000	230,000	230,000	230,000	230,000	—
博士後期課程 (6年)	220,000	前期	60,000	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000
		後期	60,000	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000

学費の金額は、経済情勢の著しい変動があった場合、改定することがある。

【資料13】看護学研究科 看護学専攻(D) アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の関連図



○学校法人常翔学園就業規則

昭和24年4月25日

学園301

改正 2023年2月28日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2 特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

3 広島国際大学に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、広島国際大学就業規則に定める。

4 常翔啓光学園中学校・高等学校に勤務する専任の教育職員の服務規律および待遇に関する事項については、常翔啓光学園中学校・高等学校就業規則に定める。

(定義)

第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、研究職員および技術職員(以下「教育系職員」という)、ならびに事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)をいう。

(適用除外)

第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学園が設置する学校の長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条 職員は、この規則を遵守し、理事会の決定および理事長、学校長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。
- 3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。
- 4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員が下記の各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第23条の2に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者 3カ月

勤続3年を超える者 6カ月

勤続5年を超える者 10カ月

勤続10年を超える者 12カ月

ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ 刑事事件に関し起訴されたとき

ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

- 2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が1年未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。
- 3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。
- 4 第1項ホ号の適用については、当該職員が加入する労働組合の意見を聴くものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間

ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間

ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間

ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内

ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2 休職期間中の給与は、給与規定または中学校・高等学校教育職員給与規定に定める。

3 休職期間は、退職年金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

イ 定年に達した年の年度末(3月31日)

ロ 死亡したとき

ハ 退職を願い出て受理されたとき

ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。

ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条 教育系職員の定年年齢は、満65歳とする。

2 事務系職員の定年年齢は、満64歳とする。

3 前項にかかわらず、事務系職員のうち別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき

ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき

ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

2 前項の適用については、あらかじめ当該職員が加入する労働組合の意見を聴くものとする。

(離職者の義務)

第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければ

ならない。

イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること

ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること

2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

### 第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週当たりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。

3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。

4 事務系職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。

5 大学に勤務する教育系職員の勤務時間は、別に定める専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、つぎのとおりとする。

イ 大阪工業大学 9時から17時

ロ 摂南大学 9時から17時

6 前項にかかわらず、大学に勤務する教育系職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。

7 大学に勤務する教育系職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。

8 学長は、業務の都合により第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

- 9 中学校または高等学校に勤務する教育職員の勤務時間は、別に定める専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、1週について38時間30分とし、8時30分から16時30分とする。
- 10 前項にかかわらず、中学校または高等学校に勤務する教育職員は、労使協定により所定勤務時間は毎年4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間制とし、対象期間を平均して1週38時間30分以内とする。対象期間の1年間における休日ならびに勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 11 中学校または高等学校に勤務する教育職員のうち、管理職(校長、教頭および部長)には、前2項を適用しない。
- 12 校長は、業務の都合により第9項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(勤務間インターバル)

第16条の2 管理職を除く事務系職員については、1日の勤務終了後、つぎの勤務の開始までに少なくとも、11時間の継続した休息时间(以下、「インターバル時間」という)を設けるものとする。

- 2 前項のインターバル時間の満了時刻が、つぎの勤務の所定始業時刻におよぶ場合は、当該勤務日の始業時刻を、30分単位でインターバル時間の満了時刻以降まで繰り下げるものとし、終了時刻も同様に繰り下げる。
- 3 前2項にかかわらず、天災、事件、事故その他不測の事態におけるやむを得ない場合において、総務部長が特に許可したときは、この限りでない。

(校外研修日)

第17条 教育系職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第31条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、出勤簿または出退勤簿への記録をもって事後に承認を求めることができる。

- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務系職員に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。
- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

- 2 教育系職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。

3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。

(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

- イ 日曜日(法定休日)
- ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ハ 12月29日から翌年1月3日まで
- ニ 学園創立記念日(10月30日)

2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働組合と協定し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学校長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につきのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につきのとおり年休を与える。

11カ月以上	20日
11カ月未満	19日
10カ月未満	18日
9カ月未満	17日
8カ月未満	16日
7カ月未満	15日
6カ月未満	14日
5カ月未満	13日
4カ月未満	12日

- 3 前項の勤務月数の算出において、第24条第1項、第26条、第26条の2および第42条に該当する場合は、出勤したものとみなす。
- 4 当該年度中受けることができなかつた年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。
- 5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。
- 6 労使協定に基づき、前項の年休の日数のうち、1年について5日の範囲内で、次により時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という)を付与する。
  - イ 時間単位年休付与の対象者は、事務系職員および中学校または高等学校に勤務する教育職員とする。
  - ロ 時間単位年休を取得する場合の、1日の年休に相当する時間数は、年間の所定労働時間の1日あたりの平均時間(1時間未満を切り上げ)とする。
    - a 所定勤務時間が7時間を超え8時間以下の者は8時間
    - b 所定勤務時間が6時間を超え7時間以下の者は7時間
    - c 前号の所定勤務時間より少ない者は、前号の時間を繰り下げて読み替える。
  - ハ 時間単位年休を取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間とし、当該出勤日の前半または後半に時間分まで取得でき、残りの時間について勤務する。
  - ニ 前号の時間単位年休は、半日年休と組み合わせて取得することができる。ただし、当該出勤日の所定勤務時間の全てを時間単位年休として取得することはできない。
  - ホ 時間単位年休に対して支払われる賃金は、通常の賃金を基に計算する。
  - ヘ 上記以外の事項については、前項の年休と同様とする。
- 7 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない

ない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

- 8 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

#### (病気休暇)

第23条の2 職員が業務上によらない傷病のため連続して7日以上療養を必要とし、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する医師の診断書を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に請求することができる。
- 3 病気休暇から復職する際には、医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。
- 4 病気休暇期間中の給与は、給与規定または中学校・高等学校教育職員給与規定に定める。

#### (復職支援)

第23条の3 前条の病気休暇による療養期間が1カ月を超えたとき、必要に応じて理事長は円滑な職場復帰を支援するための措置(以下「復職支援」という)を講じることができる。

- 2 復職支援に関する手続その他必要な事項については、復職支援に関する取扱要項に定める。

#### (産前産後休暇)

第23条の4 職員が出産するとき、法令に従いつぎのとおり産前産後休暇を与える。

イ 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間

ロ 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

- 2 産前産後休暇の期間は、勤続期間に算入し、給与は給与規定または中学校・高等学校教育職員給与規定に定める。

#### (特別休暇)

第24条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日間のうち必要な日数
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日間のうち必要な日数
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日間のうち必要な日数
- ロ 生理休暇  
女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数
- ハ 削除
- ニ 通院休暇  
女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間  
妊娠23週まで 4週に1回  
妊娠24週から35週まで 2週に1回  
妊娠36週から出産まで 1週に1回  
ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。
- ホ 看護休暇  
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数
  - a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
  - b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日
- ヘ 介護休暇  
要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数
  - a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
  - b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日
- ト 災害休暇  
地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間
- チ 公用休暇
  - a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
  - b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第35条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

2 特別休暇を受けようとするときは、つぎのとおりとする。

イ あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

ロ 前項の特別休暇のうち、慶弔休暇、生理休暇、災害休暇および公用休暇については、半日単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要な勤務時間の半分の時間について勤務する。

ハ 前項の特別休暇のうち、看護休暇、介護休暇については、半日単位または時間単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要な勤務時間の半分の時間について勤務し、時間単位休暇の場合は、取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間で、当該出勤日の始業の時刻から連続する、または終業の時刻まで連続する休暇取得を可能とし、残りの必要勤務時間について勤務する。

3 前項により特別休暇の請求があつた場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第25条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 特別休暇の期間は、給与規定または中学校・高等学校教育職員給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第26条 職員の育児休業、育児短時間勤務、育児のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第26条の2 職員の介護休業、介護短時間勤務、介護のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第27条 妊娠中の職員から申出があつたときは、他の軽易な業務に転換させる。

2 妊娠中の職員から申出があつたときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。

- 3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定に基づく保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなど必要な措置を講じるものとする。

#### 第4章 服務規律

##### (出退勤)

第28条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

##### (欠勤)

第29条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかつたときは、遅滞なく提出しなければならない。

##### (身上の届出)

第30条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに理事長に届けなければならない。

##### (兼職)

第31条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ理事長または理事長の委任を受けた学校長の承認を得なければならない。

- 2 教育系職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

##### (禁止事項)

第32条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

#### 第5章 給与、退職金

##### (給与)

第33条 給与については、給与規定または中学校・高等学校教育職員給与規定に定める。

(退職金)

第34条 2004年3月31日以前に採用された者に適用する退職金は、退職年金規定に定める。

2 2004年4月1日以降に採用された者に適用する退職金は、退職金規定に定める。

3 前項のうち、2023年4月1日以降に常翔学園中学校・高等学校の専任の教育職員に任用された者に適用する退職金は、中学校・高等学校教育職員退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第35条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

イ 永年にわたって誠実に勤務し、その勤務成績が優秀で他の模範となるとき

ロ 業務で功績のあったとき

ハ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき

ニ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき

ホ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第36条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上に及んだとき

ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき

ハ 重要な履歴を偽ったとき

ニ 第31条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき

ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき

ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき

ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑を及ぼしたとき

チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定める人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生・生徒の、人権を侵害したとき

リ 第4条に定める遵守義務および第32条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第37条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、そ

の方法は、つぎのとおりとする。

イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。

ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ 降格は、始末書を取り、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日以上平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けずに即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

- 2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第38条 職員が第36条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

- 2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえて、理事会の議を経て懲戒処分を決定する。ただし、懲戒の種類適用については、当該職員が加入する労働組合の意見を聴くものとする。

- 3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

## 第7章 安全衛生

(保安)

第39条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第40条 職員は、毎年定期的に学園が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第41条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

## 第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第42条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定を受けたときは、公傷病休暇とする。

2 第24条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。

3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第43条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第44条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 公傷病休暇期間中の給与は、給与規定または中学校・高等学校教育職員給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第45条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

## 第9章 その他

(規則の改廃)

第46条 この規則の改廃は、労働組合の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

### 付 則

1 この規則は、昭和24年4月25日から施行する。

2 この改正規則は、2023年4月1日から施行する。

3 この規則に解釈上または運用上の疑義を生じた場合、理事会がこれを解明する。

○特任教員規定

2009年3月31日

学園424

改正 2023年3月2日

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、中学校特任教諭および高等学校特任教諭については、中学校・高等学校特任教諭規定に定める。

(定義)

第2条 特任教員は、雇用期間を定めて任用する者であつて、本学園が設置する大学において、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者をいう。

(資格)

第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

2 採用年度の前年度の末日において満65歳以上となる者を特任教員に採用することはできない。ただし、学長の申請に基づき理事長が特に認めたときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合であっても、採用年度の前年度の末日において満70歳以上となる者を採用することはできない。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、年度の途中で採用する場合は、採用初年度を含めて5年度を超えて雇用することはできない。

2 教育遂行上の必要性があり、学長の申請に基づき理事長が認めた場合は、5年以内で別途雇用期間を設定する。

3 前2項にかかわらず、雇用期間は、労働基準法第14条に定める1回の労働契約期間の上限を超えることはできない。また、満70歳に達する年度末を越えて雇用期間を設定することはできない。

4 各設置大学の教育研究上特に必要と認められる場合は、通算10年(特任技師は5年)を限度に2回まで雇用契約(以下「契約」という)を更新することができる。

5 前項の更新は、つぎの基準により判断する。

- イ 勤務成績および勤務態度
- ロ 勤務に耐えうる心身の状態
- ハ 職務を遂行する能力
- ニ 教育研究上の業績
- ホ 大学運営上の貢献度
- ヘ 担当科目のカリキュラム編成上の必要性
- ト 従事している職務の量的・人的必要性
- チ 学園の経営状況

6 第4項にかかわらず、つぎの各号のすべてに該当し、かつ理事長が特に認めた場合は、10年(特任技師は5年)および2回を超えて契約を更新することがある。

- イ 過去10年(特任技師は5年)の勤務成績が極めて優秀であること
- ロ 教育研究上特に必要であり、かつ余人をもって替えがたいと認められること
- ハ 心身ともに健康であること

(雇用期間の定めのない特任教員への転換)

第4条の2 前条に定める雇用期間が通算して10年(特任技師は5年)を超えた場合、現に契約している雇用期間が満了する日までに、当該満了する日の翌日を始期とする期間の定めのない契約の締結を申し出ることができる。

2 前項にかかわらず、契約と契約の間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間が同項の定める期間以上にあるとき、空白期間以前の契約は、通算の雇用期間に算入しない。

3 第1項の申出は、所定の様式によるものとし、現に契約している雇用期間が満了する3カ月前までに理事長に提出しなければならない。

4 所定の要件を備えた前項の申出があったとき、当該特任教員を雇用期間の定めのない特任教員(以下「無期雇用特任教員」という)として採用する。

(無期雇用特任教員の労働条件)

第4条の3 無期雇用特任教員の労働条件は、雇用期間の定めを除いて従前のおりとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員が担当する授業科目、担当時間数および担当曜日時限(以下「授業科目」という)については、前年度と同じ授業科目等が保証されるものではなく、当該年度のカリキュラム編成や学生数等に基づき、毎年度学長が決定する。

3 無期雇用特任教員として採用するとき、授業科目等以外の労働条件は、労働契約法第7条の定めるところによる。

4 期間の定めのない契約期間中の労働条件の変更は、労働契約法第10条の定めるところによる。

(無期雇用特任教員の解雇)

第4条の4 無期雇用特任教員が、第4条の6第2項各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

(無期雇用特任教員の定年等)

第4条の5 無期雇用特任教員の定年年齢は満65歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員に採用された年度の4月1日時点で満65歳以上となる者の定年年齢は満70歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

(雇用契約の解約)

第4条の6 特任教員が、雇用期間の満了前に退職しようとする場合は、病気等やむを得ない事情があるときを除き、原則として2カ月前までに書面により申し出なければならない。

2 特任教員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、雇用期間中であっても雇用契約を解約することがある。

イ 採用時に提出した書類の記載に偽りがあるとき

ロ 心身の故障により、職務に耐え得ないと認められるとき

ハ 勤務成績が悪く、教員としての適格性を欠くと認められたとき

ニ 学校法人常翔学園就業規則に定める懲戒の理由に該当する行為があったとき

ホ 学園の経営上やむを得ない理由があるとき

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

- 2 年俸のうち、年間330,000円(月額27,500円)をライフプラン拠出金とする。
- 3 特任教員はライフプラン拠出金を学園が指定する確定拠出年金の掛金として拠出することができる。
- 4 その他のライフプラン拠出金に関することは、ライフプラン拠出金規定に定める。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 特任の教育職員には、別表第4学内出講料支給基準に基づき学内出講料を支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者(技術職員を除く)には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

- 2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。
- 3 この改正規定は、2023年4月1日から施行し、2023年度に採用する者については、採用

手続時から適用する。

- 4 2013年3月31日以前に締結または更新した契約については、当該雇用期間を第4条の2第1項に定める雇用期間の通算に含まない。

別表第1

特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

備考 ライフプラン拠出金年間330,000円(月額27,500円)を含む。

別表第2

特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任と同様の職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3

特任の技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4

学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、

	広島国際大学学内出講料支給規定)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)を準用して学内出講料を支給する。

授業時間割【前期】

授業時間帯：1時限目 9:20～10:50 2時限目 11:00～12:30 3時限目 13:20～14:50 4時限目 15:00～16:30 5時限目 16:40～18:10 6時限目 18:20～19:5

博士後期課程 (D)

●：看護学研究科使用教室 ○：看護学部使用教室

曜日	時限	看護学研究科看護学専攻 (M,D) 時間割						使用教室					使用教室							
		1年		2年		3年		7号館					8号館							
		授業科目名等	使用教室	授業科目名等	教室名等	授業科目名等	教室名等	711 教室	712 教室	721 教室	722 教室	723 教室	8202 教室	8302 教室	8303 教室	8305 教室	8306 教室	8307 教室		
月	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6	臨床推論特論	721教室							●										
火	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6	フィジカルアセスメント特論	721教室							●										
水	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6	看護教育特論	721教室							●										
木	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6	医療経済特論	演習室2																	
金	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6	疫学・保健統計学特論	演習室2																	
土	1	基盤実践看護学特論	演習室2																	
		療養支援看護学特論	演習室3																	
		地域支援看護学特論	演習室4																	
		次世代発達支援看護学特論	演習室5																	
	2	看護学研究	演習室2																	
		看護学特別研究	※	基盤実践看護学援助特論	演習室2															
		看護学研究方法特論	演習室6	療養支援看護学援助特論	演習室3															
				地域支援看護学援助特論	演習室4															
	3			次世代発達支援看護学援助特論	演習室5															
		看護学特別研究	※	看護特別研究	※															
		基盤・療養支援看護学特論	演習室2																	
		地域・次世代発達支援看護学特論	演習室3																	
4	特別研究	※	看護特別研究	※	特別研究	※														
			特別研究	※																
5	特別研究	※	特別研究	※	特別研究	※														
			特別研究	※																
6	特別研究	※	特別研究	※	特別研究	※														
			特別研究	※																
集中	臨床看護倫理	演習室8																		
	地域医療防災演習	演習室8																		

※：研究指導教員の研究室等

備考：看護学部の使用教室は令和7年度予定

授業時間割【後期】

授業時間帯：1時限目 9:20～10:50 2時限目 11:00～12:30 3時限目 13:20～14:50 4時限目 15:00～16:30 5時限目 16:40～18:10 6時限目 18:20～19:5

博士後期課程 (D)

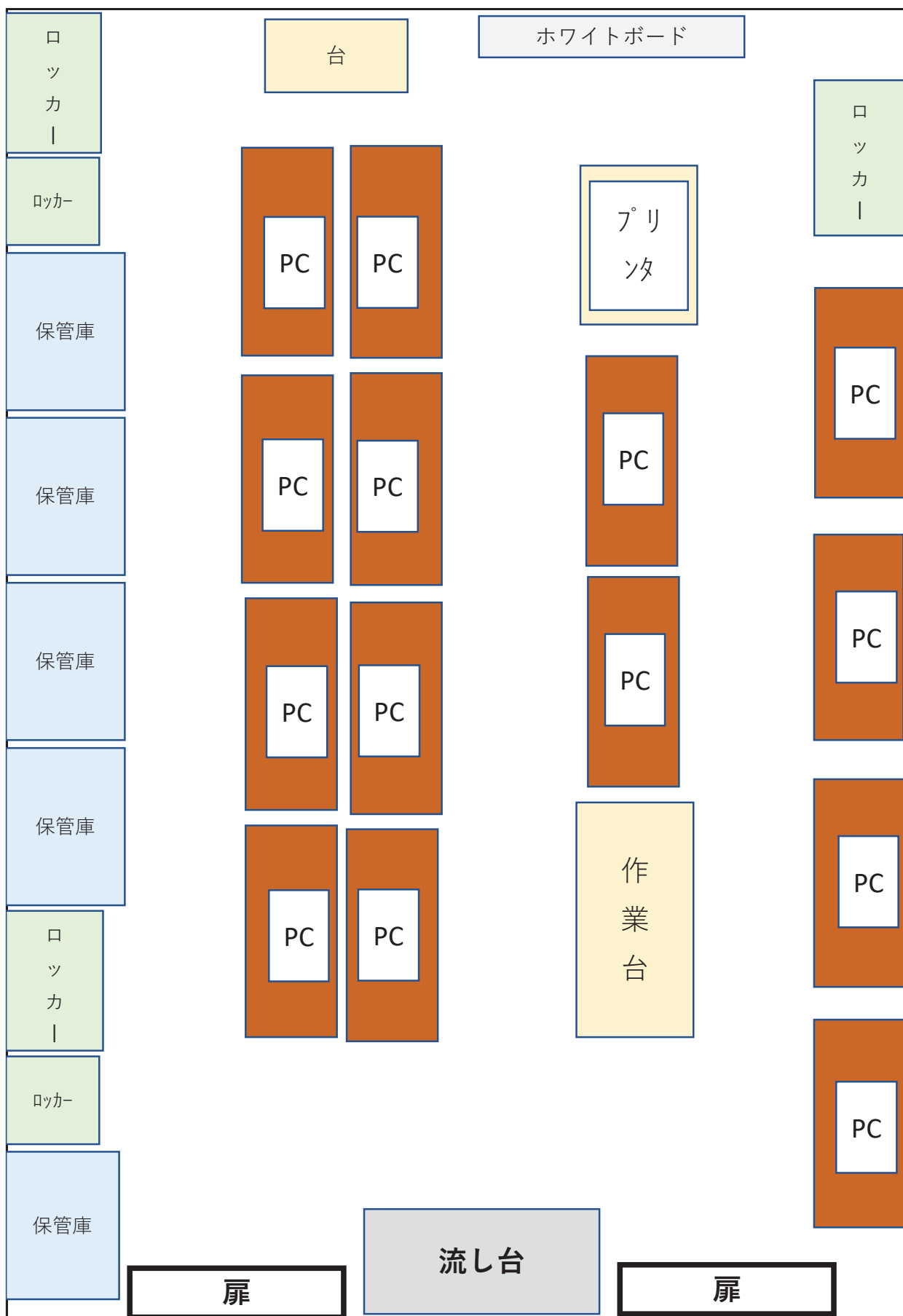
●：看護学研究科使用教室 ○：看護学部使用教室

曜日	時限	看護学研究科看護学専攻 (M,D) 時間割						使用教室					使用教室						
		1年		2年		3年		7号館					8号館						
		授業科目名等	使用教室	授業科目名等	教室名等	授業科目名等	教室名等	711教室	712教室	721教室	722教室	723教室	8202教室	8302教室	8303教室	8305教室	8306教室	8307教室	
月	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
火	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
水	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
木	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6	国際保健学特論	演習室2																
金	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
土	1	基盤実践看護学演習	演習室2																
		療養支援看護学演習	演習室3																
		地域支援看護学演習	演習室4																
		次世代発達支援看護学演習	演習室5																
	2	基盤実践看護学演習	演習室2																
		療養支援看護学演習	演習室3																
		地域支援看護学演習	演習室4																
		次世代発達支援看護学演習	演習室5																
	3	看護学特別研究	※	看護学特別研究	※														
		看護実践応用特論	演習室2																
	4	看護学特別研究	※	看護学特別研究	※														
		基盤・療養支援看護学演習	演習室2																
地域・次世代発達支援看護学演習		演習室3																	
5	特別研究	※	特別研究	※	特別研究	※													
6	特別研究	※	特別研究	※	特別研究	※													
集中	多職種連携演習	演習室8																	
	薬物治療学特論	演習室8																	
	地域医療防災演習	演習室8																	
	看護人間工学特論	演習室8																	

※：研究指導教員の研究室等

備考：看護学部の使用教室は令和7年度予定

### 大学院研究室の見取り図



## 整備する主な学術雑誌一覧

NO.	タイトル
1	Brain nursing
2	Emer Log = エマログ
3	Expert nurse
4	Heart nursing : ハートナーシング
5	Infection control : the Japanese journal of infection control
6	with NEO : 赤ちゃんを守る医療者の専門誌
7	Ope nursing : the Japanese journal of operating room nursing = オペナーシング
8	がん看護
9	看護
10	看護管理
11	看護教育
12	看護研究
13	看護展望
14	緩和ケア
15	切抜き速報. 医療と安全管理総集版
16	切抜き速報. 福祉ニュース. 高齢福祉編
17	クリニカルスタディ
18	Nursing.
19	公衆衛生
20	厚生指標
21	こころの科学
22	コミュニティケア
23	産婦人科の実際
24	周産期医学
25	小児看護
26	助産雑誌
27	整形外科看護
28	精神科看護
29	精神看護
30	そだちの科学
31	チャイルドヘルス
32	難病と在宅ケア
33	認知症ケア事例ジャーナル
34	ペリネイタル・ケア
35	訪問看護と介護
36	保健師ジャーナル
37	母子保健の主なる統計
38	リハビリナース
39	臨床老年看護
40	老年看護学 : 日本老年看護学会誌 : journal of Japan Academy of Gerontological Nursing

○摂南大学教員選考基準

昭和50年7月12日

学園413

改正 2020年2月25日

(準拠)

第1条 任用規定第8条に定める摂南大学教育職員の職階の任用にあたっては、この選考基準の定めるところによる。

(教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について、本学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とする。

イ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者

ロ 大学において、教授としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者

ハ 大学において、5年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者

ニ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力を有し、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者

ホ 研究上の業績が前各号の者に準じ、かつ、教育上の識見および研究上の指導能力を有すると認められる者

ヘ 専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績があると認められる者

ト 体育・芸術等については、教育の経歴があり、特殊な技能に秀でていと認められる者

チ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について、本学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とする。

イ 前条に規定する教授となることのできる者

ロ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認

められた者

- ハ 大学において、准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ホ 博士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、大学において、3年以上専任講師としての経歴があり、研究上もしくは実務上の業績があると認められる者
- ヘ 研究上の業績が前各号の者に準じ、かつ、教育上の識見を有すると認められる者
- ト 研究所・試験所・調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- チ 体育・芸術等については、教育の経歴があり、特殊な技能を有すると認められる者
- リ 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について、本学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とする。

- イ 前条に規定する准教授となることのできる者
- ロ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者
- ハ 大学において、専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学において、5年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ホ 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、大学において3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ヘ 博士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有すると認められる者
- ト 博士課程の単位を修得し、研究上の業績が前各号の者に準じ、かつ、教育上の識見を有すると認められる者
- チ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者
- リ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

ヌ 相当の年令に達し、人格・識見・業績等が前各号と同等以上と認められる者  
(助教の資格)

第5条 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について、本学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とする。

イ 前条に規定する講師となることのできる者

ロ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者

ハ 大学において、助教としての経歴がある者

ニ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の能力があると認められる者

ホ 大学の6年制の学部を卒業し、教育上の能力があると認められる者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められる者  
(助手の資格)

第6条 助手に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

イ 大学において、助手としての経歴がある者

ロ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者

ハ 前各号の者に準ずる能力があると認められる者

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

1 この基準は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この改正基準は、2020年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。